

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年4月1日
(第48期)	至	2020年3月31日

株式会社タカラレーベン

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

(E03997)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	34
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	35
(5) 所有者別状況	35
(6) 大株主の状況	36
(7) 議決権の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	38
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	39
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	39
(2) 役員の状況	42
(3) 監査の状況	47
(4) 役員の報酬等	49
(5) 株式の保有状況	50
第5 経理の状況	52
1. 連結財務諸表等	53
2. 財務諸表等	91
第6 提出会社の株式事務の概要	103
第7 提出会社の参考情報	104
1. 提出会社の親会社等の情報	104
2. その他の参考情報	104
第二部 提出会社の保証会社等の情報	105

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第48期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社タカラレーベン
【英訳名】	Takara Leben CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 最高経営責任者（CEO）社長執行役員 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	（03）6551-2130
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者（CFO）常務執行役員 総合企画本部長 山本 昌
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	（03）6551-2130
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者（CFO）常務執行役員 総合企画本部長 山本 昌
【縦覧に供する場所】	株式会社タカラレーベン北関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目4番1号） 株式会社タカラレーベン大阪支社 （大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	76,268	103,599	110,851	132,005	168,493
経常利益 (百万円)	6,708	9,496	11,792	9,027	11,201
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,308	6,107	7,367	6,426	5,361
包括利益 (百万円)	4,266	6,124	7,624	6,408	5,202
純資産額 (百万円)	33,677	36,792	42,907	47,734	51,139
総資産額 (百万円)	129,744	139,874	177,588	184,893	195,448
1株当たり純資産額 (円)	304.71	339.29	394.90	436.68	467.05
1株当たり当期純利益 (円)	38.99	56.14	68.12	59.33	49.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	38.82	55.85	67.80	59.00	49.11
自己資本比率 (%)	25.8	26.2	24.1	25.6	25.9
自己資本利益率 (%)	13.3	17.4	18.6	14.3	10.9
株価収益率 (倍)	17.1	8.8	6.8	5.8	7.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,428	22,644	9,869	22,428	47,708
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,816	△27,540	△34,463	△34,347	△32,136
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,663	6,129	24,012	3,427	△1,608
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	28,390	29,623	29,042	20,642	34,605
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	613 (96)	690 (97)	789 (105)	892 (113)	973 (118)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	65,496	85,019	85,038	98,823	123,908
経常利益 (百万円)	6,369	8,672	10,214	8,002	10,548
当期純利益 (百万円)	4,336	5,633	6,376	5,982	4,667
資本金 (百万円)	4,819	4,819	4,819	4,819	4,819
発行済株式総数 (株)	126,000,000	124,000,000	124,000,000	121,000,000	121,000,000
純資産額 (百万円)	31,158	33,797	38,921	43,143	45,844
総資産額 (百万円)	120,003	120,376	149,229	157,200	150,255
1株当たり純資産額 (円)	281.83	311.55	358.09	396.14	420.64
1株当たり配当額 (円)	13.00	15.00	16.00	16.00	19.00
(内1株当たり中間配当額)	(4.00)	(5.00)	(5.00)	(5.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益 (円)	39.24	51.78	58.96	55.23	43.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	39.07	51.51	58.68	54.92	42.75
自己資本比率 (%)	25.8	27.9	26.0	27.3	30.4
自己資本利益率 (%)	14.6	17.4	17.6	14.6	10.5
株価収益率 (倍)	17.0	9.6	7.8	6.2	8.1
配当性向 (%)	33.1	29.0	27.1	29.0	44.1
従業員数 (人)	284	265	286	296	334
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(3)	(5)	(5)	(10)
株主総利回り (%)	105.4	81.4	78.3	62.7	66.5
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	832	958	566	482	525
最低株価 (円)	451	494	437	269	306

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

1972年9月 東京都板橋区大和町に「株式会社宝工務店」を資本金170万円にて設立。

1973年1月 宅地建物取引業東京都知事(1)第23405号の免許を取得し、不動産業を開始。

1974年5月 板橋区中板橋に本社移転。

1975年6月 板橋区中板橋に本社用ビル「第一宝ビル」を購入。

1975年8月 建設業東京都知事許可(般-50)第37608号を取得。

1979年6月 第一宝ビルに本社移転。

1985年9月 貸金業東京都知事(1)第05714号の許可を取得。

1986年5月 販売、仲介業務拡大のため「株式会社宝住販」を設立。

1988年4月 不動産管理会社「株式会社宝管理」を設立。

1989年5月 株式会社宝住販が宅地建物取引業東京都知事免許より建設大臣免許(1)第3900号に変更。

1994年5月 株式会社宝住販マンション事業部開設。

1994年6月 自社分譲マンション「レーベンハイム」シリーズを販売開始。

1996年2月 株式会社宝管理を「株式会社レーベンコミュニティ」に商号変更。

1999年8月 宅地建物取引業建設大臣免許取得、免許証番号建設大臣(1)第5924号。

1999年9月 株式会社宝住販を吸収合併。

2000年10月 商号を株式会社宝工務店から「株式会社タカラレーベン」に変更。

2001年8月 本社を東京都豊島区に移転。

2001年11月 JASDAQ市場に上場。

2001年12月 融資取次事業「株式会社タフコ(現 株式会社レーベンゼストック)」を設立。

2003年4月 東京証券取引所市場第二部に上場。

2004年3月 東京証券取引所市場第一部に上場。

2004年11月 介護事業「株式会社アズパートナーズ」を設立。

2005年6月 一般建設業許可を特定建設業許可(特-17)第37608号に変更。

2005年9月 信託受益権販売業登録、関東財務局長(売信)第241号。

2006年5月 本社を東京都新宿区の新宿住友ビルに移転。

2009年3月 「株式会社アズパートナーズ」の株式一部売却に伴い、連結子会社から持分法適用関連会社へ異動。

2009年9月 北関東支店を開設。

2010年5月 日本初のライツ・イシューによる増資を完了。

2012年4月 新マンションブランド「LEBEN」発表。

2012年10月 賃貸管理事業「株式会社宝ハウジング(現 株式会社レーベントラスト)」を子会社化。

2013年2月 メガソーラー事業開始。

2013年10月 投資運用業「タカラアセットマネジメント株式会社」を設立。

2013年11月 「株式会社サンウッド」を持分法適用関連会社化。

2014年4月 北陸営業所開設。

2014年6月 不動産流通事業「オアシス株式会社(現 株式会社タカラレーベンリアルネット)」を子会社化。

2014年10月 「株式会社日興建設(現 株式会社日興タカラコーポレーション)」を子会社化。

2015年1月 「株式会社ライブネットホーム(現 株式会社タカラレーベン東北)」を子会社化、宮城県仙台市に移転。
「株式会社住宅情報館(現 株式会社タカラレーベン西日本)」を子会社化。

2016年1月 「株式会社日興プロパティ」を子会社化。

2016年6月 タカラレーベン・インフラ投資法人がインフラファンド市場に第一号上場。

2017年4月 大阪支社、札幌営業所開設。

2017年5月 千代田区丸の内鉄鋼ビルディングに本社移転。

2018年1月 「PAG不動産投資顧問株式会社(現 タカラPAG不動産投資顧問株式会社)」を子会社化。
コンパクトマンションシリーズ「NEBEL」サロン「SALON DE NEBEL」開設。

2018年3月 ベトナム・ハノイ市に駐在員事務所開設。

2018年7月 タカラレーベン不動産投資法人が東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場。

2019年6月 株式会社日興プロパティを「株式会社レーベントラスト」に商号変更。

2019年10月 株式会社レーベントラストが株式会社タカラプロパティを吸収合併。

3 【事業の内容】

主要な当社グループは、以下の通りであります。

当社は、新築分譲マンション「レーベン」シリーズの企画開発及び販売を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンコミュニティは、分譲マンションの総合管理事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベン東北は、東日本を中心に不動産販売事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベン西日本は、西日本を中心に不動産販売事業、不動産管理事業等を行っております。

連結子会社である㈱日興タカラコーポレーションは、戸建分譲事業及び建築の請負事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンリアルネットは、不動産流通事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンゼストックは、リニューアル再販事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベントラストは、賃貸管理事業を中心に行っております。

連結子会社であるタカラアセットマネジメント㈱は、投資運用業を中心に行っております。

連結子会社であるタカラPAG不動産投資顧問㈱は、投資運用業を中心に行っております。

持分法適用関連会社である㈱サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

(1) 不動産販売事業

当社グループは、新築分譲マンション「LEBEN」・「NEBEL」シリーズ等の企画開発及び販売を全国で行っております。また、持分法適用関連会社である㈱サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

(2) 不動産賃貸事業

当社グループは、アパート、マンション及びオフィス等の賃貸事業を行っております。

(3) 不動産管理事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、分譲マンションの総合管理事業等を行っております。

(4) 発電事業

当社は、再生可能エネルギーを活用した発電事業を全国で行っております。

(5) その他事業

・介護事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、リハビリ特化型デイサービス事業を行っております。

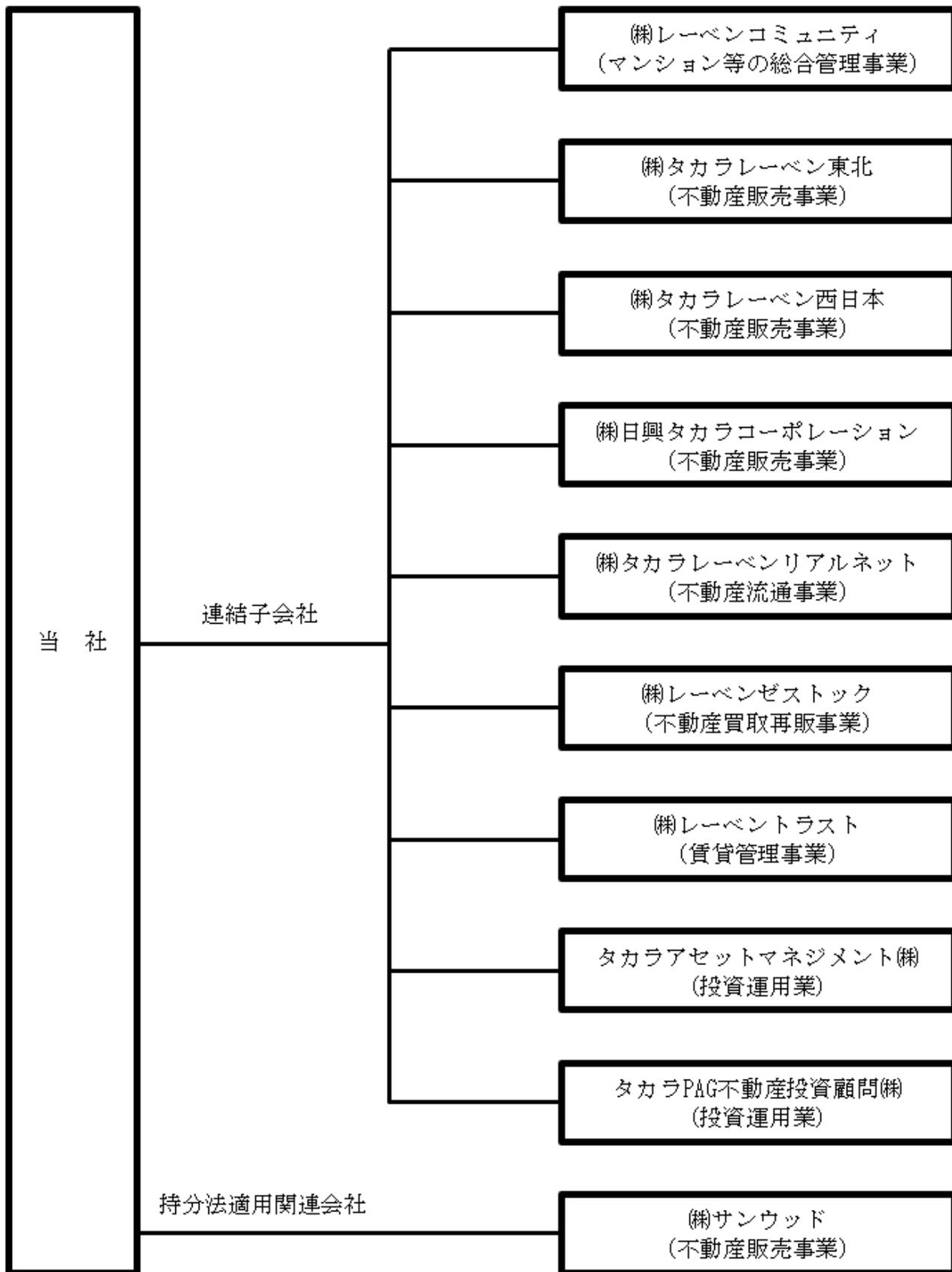
・建設事業

連結子会社である㈱日興タカラコーポレーションにおいて、建設事業を行っております。

・その他事業

当社グループにおいて、販売代理受託、投資運用業、ホテル事業等、上記以外の事業を行っております。

事業の系統図は、以下の通りです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)レーベンコミュニティ	東京都千代田区	60	不動産管理事業	100.0	役員の兼任あり
(株)タカラレーベン東北	宮城県仙台市	80	不動産販売事業	100.0	役員の兼任あり
(株)タカラレーベン西日本	愛媛県松山市	98	不動産販売事業	100.0	役員の兼任あり
(株)日興タカラコーポレーション	神奈川県横浜市	200	不動産販売事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
(株)タカラレーベンリアルネット	東京都中央区	30	不動産流通事業	100.0	役員の兼任あり
(株)レーベンゼストック	東京都千代田区	10	不動産買取再販 事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
(株)レーベントラスト (注) 1、2	神奈川県横浜市	60	賃貸管理事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
タカラアセットマネジメント(株)	東京都千代田区	250	投資運用業	100.0	役員の兼任あり
タカラPAG不動産投資顧問(株)	東京都港区	50	投資運用業	60.0	—
その他8社					
(持分法適用関連会社) (株)サンウッド (注) 3	東京都港区	1,587	不動産販売事業	21.1	役員の兼任あり 業務資本提携
その他2社					

- (注) 1. 株式会社日興プロパティは、2019年6月1日付で株式会社レーベントラストに社名を変更しております。
2. 株式会社レーベントラストは、2019年10月1日付で株式会社レーベントラストを存続会社、株式会社タカラプロパティを消滅会社とする吸収合併を行っております。
3. 株式会社サンウッドは、有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	973 (118)
不動産賃貸事業	
不動産管理事業	
発電事業	
その他	
合計	973 (118)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。
 3. 当社の企業集団は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。
 4. 従業員が前連結会計年度末に比し81名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
334 (10)	35.6	5.8	7,004

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	334 (10)
不動産賃貸事業	
発電事業	
その他	
合計	334 (10)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数(1人当たり1日8時間換算)であります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

企業ビジョンと企業ミッションを記載します。

企業ビジョン：私たちのあるべき姿

幸せを考える。幸せをつくる。

私たちは、人と暮らしの幸せについて
誰よりも真剣に考え、
ひとつひとつの夢をかたちにした住まいを実現します。

私たちは、地域、社会の幸せについて
誰よりも深く考え、
すべての人が安心して暮らせる街づくりに貢献します。

私たちは、明日の幸せについて
誰よりも前向きに考え、
地球にやさしい持続的な環境づくりを提案します。

幸せを考える。幸せをつくる。
これがタカラレーベングループの仕事です。

企業ミッション：私たちの心がけ

共に創造する

感動する心で

お客さまと感動する心を大切にし、
市場における新しい価値を共に創造する

誠実な姿勢で

パートナーへの誠実な姿勢のもとで、
人と社会の安全と安心を共に創造する

実行する力で

従業員一人ひとりの実行する力で、
未来に向け永続的な成長を共に創造する

(2) 経営戦略等

<戦略概要>

2018年5月に、2021年3月期までを対象とした新中期経営計画を発表し、「持続的変革による進化～ライフスタイルに、新常識を。～」をテーマに掲げ、以下3つの中心施策を策定しております。

- ① 安定的かつ持続可能な成長基盤の確立
- ② 事業ポートフォリオの多様化
- ③ ESG対応

<具体的戦略>

a) 新築分譲マンション事業

コア事業として安定的かつ持続的成長を基本方針として、首都圏及び地方中心市街地において、レーベンブランド並びにネベルブランドを展開していきます。首都圏においては、ファミリー・シングル・DINKS層を、地方中心市街地においてはアクティブシニア層をターゲットとして、年間2,200戸の供給を目指してまいります。

b) 新築戸建分譲事業

短期回収事業として新築分譲マンション事業の補完的役割を果たすことを基本方針として、エリア及びターゲットを再確認し、短期間での回収サイクル構築の徹底を行ってまいります。

c) リニューアル再販事業

拡大する中古ニーズの的確な取り込みを基本方針として、近年増加傾向にある中古ニーズに対応すべく、グループ内不動産ネットワークを最大限に活用し、適正在庫の確保を進めてまいります。

d) 不動産流動化事業

開発力を活かしたアセットの流動化を基本方針として、投資回収サイクル確立を目指してまいります。

e) 不動産賃貸事業

ストック事業として安定収益の確保を基本方針として、収益不動産の取得、開発を実施し安定収益の確保を図ってまいります。

f) 不動産管理事業

ストック事業として安定収益の確保を基本方針として、管理戸数の更なる積み増しを行い、管理から派生するビジネスを取り込み、収益機会の拡大を目指してまいります。

g) 発電事業

インフラ環境の改善、安定収益の確保を基本方針として、累計発電規模250MWを目標に、発電所の開発、稼働済み発電施設の購入を進めてまいります。

h) その他事業

他ビジネスから派生する周辺ビジネスの拡大を基本方針として、規模のメリットを追求しつつ、他のセグメントから派生する収益機会を確実に取り込み、事業拡大を目指してまいります。

i) 海外事業

国内事業の補完的立場として、東南アジア諸国を当面のターゲットとして、不動産販売事業を中心にやってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、自己資本比率及びLTVを意識した経営を行っております。なお、自己資本比率については30%以上、LTVについては60%未満を目標としております。

(4) 経営環境

当社が属する不動産分譲市場では、近年、顕著となっていた販売価格の高騰ペースは緩やかとなってきておりますが、首都圏における供給戸数は減少傾向にあり、需給バランスは比較的良好であると考えております。その様な中、お客様のライフスタイルや住宅に対する価値観の変化もあり、新築住宅だけに拘らず、中古住宅のニーズが徐々に増加してきております。また、住宅取得支援策や住宅ローンの低金利が継続しておりますので、分譲市場は概ね堅調に推移しております。

一方で、少子高齢化の進行、労働人口の減少、AIの進展など、様々な変化が急速に起こってきております。これらの変化に柔軟かつ早急に対応し、企業価値の最大化を目指すと共に、企業ビジョンである「幸せを考える。幸せをつくる。」を具現化していくための課題を、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります不動産販売事業は、経済市況など、様々な外的環境により変化が比較的大きい業態ではありますが、そのような中で、当社は投資用ではなく、安定的な需要である実需に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい体質の構築を継続して進めております。

流動化事業においても、外的環境の影響に大きく左右される傾向がありますが、全体のポートフォリオバランスを意識しながら取得・開発に注力することで、安全性の向上を図ってまいります。

② ESG対応の積極化

当社グループでは、「価値あるライフスタイルの創造」「コミュニティの形成」「高品質で快適な空間の提供」「環境・文化の醸成」の4つをCSR重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を15個特定しております。この重要課題解決に向けた取り組みを強化し、社会から求められる企業を目指し、更なる企業価値向上を図ってまいります。

③ 財務基盤の強化

当社グループのコア事業であります不動産販売事業においては、事業用地や既存収益不動産の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賄っており、事業拡大に伴い、有利子負債が増加する傾向にあります。安定的な自己資本比率の確保、LTVやD/Eレシオの上限を設定するなどし、安定性を確保すると共に、資金調達手法の多様化を推進し、財務基盤の強化を図ってまいります。

④ 人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、必要となる人員が増加してきております。新卒、中途採用を更に積極化することで優秀な人材確保に努めると共に、強化な組織体制構築のため、中間層の人材育成にも引き続き注力してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

a) 地震等の天災について

地震等の天災により、当社及び当社発注先の建設会社等に直接被害があった場合、建設会社において建築資材の調達に困難になった場合等、工事遅延及び当社の販売回収に影響を及ぼす可能性があります。その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

対応策としましては、マンション供給エリアを全国に広げることで、特定エリアへの集中リスクの分散を図っております。

b) 法的規制について

当社グループの事業は、国土利用計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、貸金業の規制等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、介護保険法等、各種法令のほか各自自治体が制定した条例等による規制を受けております。これらの法的規制や条例等が新たに制定、または、改定された場合には新たな負担が発生し、当社グループの業績や事業展開に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、各種業界団体への加盟等により、必要な情報を的確に収集するとともに、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を通じて、各種法令順守体制の整備などを行っております。

c) 借入金への依存度について

当社グループは、マンション用地等の仕入資金を主に金融機関からの借入により調達しており、当連結会計年度末における総資産に占める有利子負債の割合は58.3%となっております。金融情勢の悪化等により、資金調達に制約を受けた場合及び金利が急激に上昇した場合、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

対応策としましては、LTVの水準を60%未満、D/Eレシオを3倍未満と設定することで、過度に借入金に依存しない体制を構築すると共に、資金調達手法の多様化を図り、安定的な資金調達体制を構築しております。

d) 購入者マインドの影響について

当社グループの主力事業であります新築分譲マンションは、購入者マインドに左右される傾向があります。購入者マインドは景気動向、住宅税制、消費税、地価動向、金利動向等の影響を受け、購入者マインドが大きく低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

e) 住宅ローンの影響について

マンション等の販売において、お客様が住宅金融支援機構や金融機関の住宅ローンを利用することが多くありますが、金融情勢の変化等により、これに関する融資姿勢が著しく消極的になった場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

f) 供給動向の影響について

当社グループの主力事業であります新築分譲マンションは、土地の仕入価格、外注業者の外注価格の変動、金融動向等の理由により、供給動向が左右される傾向があります。それらの理由により、供給動向が大きく影響を受ける事態が生じた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

g) 競合等の影響について

当社グループは、不動産分譲事業を全国で展開しておりますが、当該エリアにおいて、過度な価格競争が生じた場合には、販売活動期間の長期化及び想定価格での販売が困難となる等の可能性があります。その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

対応策としましては、競業他者の動向を的確に把握し、販売時期や販売価格を柔軟に調整することなどにより、過度な価格競争の状態とならないよう努めております。

h) 外注業者について

当社グループは、マンション建築を建設業者へ発注しておりますが、建築資材の価格や工事労務費の高騰により、工事請負金額が上昇した場合には、利益率が低下する可能性があります。また、建築工事の発注先である建設会社が経営破綻した場合、工事遅延や請負契約の不履行等が発生する可能性があり、また、将来における建設会社が請け負うべき保証責任が履行されない場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

i) マンション建設に際しての周辺住民の反対運動について

マンション建設にあたっては、建設中の騒音、日照問題、環境問題等を理由に、周辺住民による反対運動が起きる場合があります。その場合に計画の変更、工事期間の延長、追加費用の発生等が生じ、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

そのため、マンション建設にあたっては、建設地の周辺環境に配慮し、関係する法律や自治体の条例等を検討して開発計画を立てるとともに、事前に周辺住民に実施する説明会等で、理解を頂戴するようにしております。

j) 訴訟等の可能性について

マンション建設にあたっては、様々な観点から慎重な検討を行っておりますが、建物の瑕疵、土壌汚染等による訴訟の発生及びこれらに起因する建築計画の変更等が、発生する可能性があります。その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

k) 資産価値の下落による影響について

今後の景気動向や不動産市況の悪化等により、当社保有のたな卸資産及び固定資産の資産価値が低下した場合は、たな卸資産の簿価切り下げ及び減損処理が適用され、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

l) 個人情報について

当社グループは、マンション等の販売、管理に関し多量の個人情報を取り扱っております。万一個人情報が漏洩した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

そのため、個人情報の取り扱い及び管理については、個人情報漏洩防止ソフトの導入、規程の整備、社員向けマニュアルの作成、研修を行う等の対策を行っております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、政府の各種経済政策により、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く、景気は緩やかな回復が継続していましたが、2020年に入ってから、新型コロナウイルスの影響により、日本のみならず全世界的に経済活動の停滞が拡大し、先行き不透明感が増してきている状況となっております。

当社が属する不動産分譲市場では、単身世帯や共働き世帯の増加、価値観の変化等によりエンドユーザーのライフスタイルに変化が見られており、立地や生活利便性に対するニーズに加えコンパクトマンション需要が増加傾向にあります。一方で、地方中核都市においては、コンパクトシティ化の流れもあり、引き続きアクティブシニア層を中心に高い需要があり、堅調に推移いたしております。

首都圏におけるマンション供給戸数は、31,238戸（不動産経済研究所調べ）と、前年から15.9%減少するなど、供給戸数は近年3万戸台で推移しており、需給バランスは良好な状態が続いております。販売価格は、近年の上昇幅からは一服感がみられておりますが、依然として、高水準で推移しております。

全国でのマンション供給戸数は、首都圏で発売戸数が減少した影響で、2018年から約1万戸減の70,660戸（不動産経済研究所調べ）となりました。そのような中、当社は事業主別発売戸数ランキングで8位となり、7年連続でランキングトップ10入りを果たし、独立系不動産総合デベロッパーとして、不動産分譲市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

このような状況下におきまして、当社は、2018年5月14日に新中期経営計画を刷新し、外部環境や内部環境の様々な変化に迅速かつ的確に対応することにより、安定収益の確保を進めております。

今後も、自社企画新築分譲マンション「レーベン」シリーズをメインブランドとし、一貫したコンセプトである「誰もが無理なく安心して購入できる理想の住まい」を常に心がけながら、「幸せを考える。幸せをつくる。」を企業ビジョンに、時代背景を的確に捉えた商品企画に取り組み、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの幸せについて考え、その幸せの実現に向け、企業活動を推進してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高168,493百万円（前年同期比27.6%増）、営業利益11,901百万円（前年同期比18.5%増）、経常利益11,201百万円（前年同期比24.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,361百万円（前年同期比16.6%減）となっております。

(売上高)

不動産販売事業においては、新築分譲マンション1,955戸（JV持分含む）、収益不動産の売却、新築戸建分譲及び中古マンションの販売等により、129,649百万円となっております。

不動産賃貸事業においては、アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、5,965百万円となっております。

不動産管理事業においては、管理戸数59,747戸からの管理収入等により、5,046百万円となっております。

発電事業においては、稼働済み発電施設の売却収入及びその他発電施設の売電収入により、20,982百万円となっております。

その他事業においては、建設の請負、大規模修繕工事の受注、各種手数料収入等により、6,850百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は168,493百万円と前年同期比27.6%の増加となっております。

(売上原価)

不動産販売事業の売上増加に伴い、137,977百万円と前年同期比31.3%の増加となっております。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、販売戸数の増加に伴う広告宣伝費の増加や事業拡大に伴う人員増加等により、18,614百万円と前年同期比10.5%の増加となっております。

(営業外損益)

営業外収益は、受取配当金が増加した事等により、579百万円と前年同期比86.7%の増加となっております。

営業外費用は、持分法適用会社の持分法投資損失の減少等により、1,279百万円と前年同期比3.7%の減少となっております。

(特別損益)

特別利益は、投資有価証券の売却及び違約金収入を計上した事により、286百万円と前年同期比8.5%の減少となっております。

特別損失は、減損損失を計上した事等により、2,114百万円と前年同期比2,099百万円の増加となっております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりとなっております。

(不動産販売事業)

新築分譲マンションの売上高77,171百万円、収益不動産の売却による売上高37,854百万円、新築戸建分譲及び中古マンションの販売等の売上高14,623百万円により、当事業売上高は129,649百万円（前年同期比23.7%増）となっております。

(不動産賃貸事業)

アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は5,965百万円（前年同期比2.3%増）となっております。

(不動産管理事業)

受託管理戸数59,747戸からの管理収入等により、当事業売上高は5,046百万円（前年同期比11.9%増）となっております。

(発電事業)

稼働済み発電施設の売却収入及びその他発電施設の売電収入により、当事業売上高は20,982百万円（前年同期比94.4%増）となっております。

(その他事業)

建設の請負、大規模修繕工事の受注、各種手数料収入等により、当事業売上高は6,850百万円（前年同期比13.3%増）となっております。

② 財政状態の状況

当社グループの当連結会計年度の資産、負債及び純資産の状況は、新築分譲マンションの引渡に伴う現金及び預金の増加等により、総資産は195,448百万円と前連結会計年度末に比べ10,555百万円増加しております。

(流動資産)

新築分譲マンションの引渡に伴う現金及び預金の増加等により、流動資産は115,314百万円と前連結会計年度末に比べ16,801百万円増加しております。

(固定資産)

事業用資産を順調に購入したものの、販売用不動産及び販売用発電施設に振替えたこと等により、固定資産は79,874百万円と前連結会計年度末に比べ6,411百万円減少しております。

(流動負債)

ゼネコン工事代の支払に伴う支払手形の増加や借入金の長短区分の振替等により、流動負債は65,616百万円と前連結会計年度末に比べ7,077百万円増加しております。

(固定負債)

借入金の返済及び長短区分の振替を行ったものの、社債を発行したこと等により、固定負債は78,692百万円と前連結会計年度末に比べ73百万円増加しております。

(純資産)

親会社株主に帰属する当期純利益の計上額が剰余金の配当等を上回った事等により、純資産の合計は51,139百万円と前連結会計年度末に比べ3,404百万円増加しております。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、13,963百万円増加し、34,605百万円となっております。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は47,708百万円（前連結会計年度は22,428百万円の増加）となっております。これは主にたな卸資産の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は32,136百万円（前連結会計年度は34,347百万円の減少）となっております。これは主に有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は1,608百万円（前連結会計年度は3,427百万円の増加）となっております。これは主に借入金の減少によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a) 売上高の実績

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比 (%)
不動産販売事業	(百万円)	129,649	123.7
不動産賃貸事業	(百万円)	5,965	102.3
不動産管理事業	(百万円)	5,046	111.9
発電事業	(百万円)	20,982	194.4
報告セグメント計	(百万円)	161,643	128.3
その他	(百万円)	6,850	113.3
合計	(百万円)	168,493	127.6

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b) 期中契約戸数

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産販売事業	2,322	122,907	2,410	138,627	112.8
合計	2,322	122,907	2,410	138,627	112.8

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c) 契約残高

セグメントの名称	前連結会計年度末 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度末 (2020年3月31日現在)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産販売事業	951	38,758	1,090	47,736	123.2
合計	951	38,758	1,090	47,736	123.2

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。当該見積り及び仮定設定に対して、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数値についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、コア事業であります不動産販売事業における新築分譲マンション事業において、過去最高となる1,955戸の引渡しを行いました。また、流動化事業では、タカラレーベン不動産投資法人への不動産売却10,755百万円、発電事業では、タカラレーベン・インフラ投資法人への施設売却13,858百万円などにより、過去最高の売上高を計上いたしました。営業利益並びに経常利益については、前年対比でそれぞれ増益となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益については、棚卸資産の評価損及び減損損失の計上により、前年対比減益となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、外部環境では主にはマーケット環境等が挙げられますが、内部環境面では特に借入金の依存度について注視しております。コア事業である不動産販売事業においては、借入金を前提とした事業となっておりますので、適切な自己資本を確保しつつ、安定的な事業成長のため、借入金の依存度につきましては、原則60%未満を目指しております。なお、当連結会計年度末におけるLTVは58.3%と目標水準内となっております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、当社グループでは、コア事業であります不動産販売事業において、用地取得及び建設資金の一部を金融機関等からの借入により調達しております。また、主要取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しており、迅速な資金手当てが可能となっております。なお、近年の事業領域の拡大、投資事業の伸展により、借入金が増加傾向にありますが、投資回収サイクルの確立を図ると共に、自己資本比率を向上させ、適切なポートフォリオを構築することで、安定した資金を確保出来るものと考えております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります不動産販売事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は28,841百万円であり、主なものは、事業用資産の取得28,748百万円、その他93百万円等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都千代田区)	不動産 販売事業	統括業務施設	330	5	— (—)	2	190	529	334 (10)
賃貸マンション他 (東京都板橋区 他)	不動産 賃貸事業	賃貸用マンシ ョン、賃貸店 舗、事務所	9,923	—	29,270 (76,565.36)	—	2,205	41,399	—
メガソーラー施設 (長野県塩尻市 他)	発電事業	メガソーラー 施設	17	582	147 (290,520.35)	—	2,315	3,062	—

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
㈱レーベン コミュニティ	本社 (東京都千代田区)	不動産管理 事業	統括業務 施設	81	—	— (—)	—	34	115	316 (94)
㈱タカラレーベン 東北	本社 (宮城県仙台市)	不動産販売 事業	統括業務 施設	16	—	— (—)	—	2	19	53
㈱タカラレーベン 西日本	本社 (愛媛県松山市)	不動産販売 事業	統括業務 施設	15	1	— (—)	—	9	26	62 (6)
㈱日興タカラ コーポレーション	本社 (神奈川県横浜市)	不動産販売 事業	統括業務 施設	19	0	— (—)	—	23	43	103
㈱タカラレーベン リアルネット	本社 (東京都中央区)	不動産流通 事業	統括業務 施設	7	—	— (—)	—	0	7	31
㈱レーベン ゼストック	本社 (東京都千代田区)	不動産買取 再販事業	統括業務 施設	14	—	— (—)	—	7	22	15
㈱レーベン トラスト	本社 (神奈川県横浜市)	賃貸管理 事業	統括業務 施設	14	0	— (—)	—	13	27	33 (8)
タカラアセット マネジメント㈱	本社 (東京都千代田区)	投資運用業	統括業務 施設	15	—	— (—)	4	4	24	16
タカラPAG 不動産投資顧問㈱	本社 (東京都港区)	投資運用業	統括業務 施設	18	—	— (—)	—	1	20	10
平沢パワーウエス ト合同会社 他	太陽光発電所 (宮城県仙台市他)	発電事業	メガソーラ ー施設	63	1,341	1,630 (433,398)	—	9,272	12,307	—

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	121,000,000	121,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	121,000,000	121,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ. 第1回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2012年6月22日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数 (個) ※	195
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 78,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	400 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 51,700 資本組入額 25,850 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (2020年3月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2020年5月31日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という。) は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由 (割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。) によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等 (自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。) によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。
6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

ロ. 第2回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2013年4月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数（個）※	178
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 71,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 123,100 資本組入額 61,550（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。
6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

ハ、第3回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2014年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）※	179
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 71,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 74,800 資本組入額 37,400（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

二、第4回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 3
新株予約権の数（個）※	194
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 77,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 189,200 資本組入額 94,600（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

ホ. 第5回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2016年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）※	193
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 77,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 192,400 資本組入額 96,200（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

へ、第6回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 120,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 126,800 資本組入額 63,400（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任または退職は含まない）によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないとして合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

ト. 第7回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2018年8月2日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数 (個) ※	390 [370]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 156,000 [148,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	400 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 101,600 資本組入額 50,800 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (2020年3月31日) における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在 (2020年5月31日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という。) は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
 - イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等 (任期満了による退任、当社の都合による退任または退職は含まない) によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - ニ. 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

チ. 第8回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2019年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 6
新株予約権の数(個) ※	390 [370]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 156,000 [148,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	400 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 116,400 資本組入額 58,200 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
 - イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等(任期満了による退任、当社の都合による退任または退職は含まない)によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - ニ. 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④ 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年1月29日 (注)	△2,000,000	126,000,000	—	4,819	—	4,817
2017年3月27日 (注)	△2,000,000	124,000,000	—	4,819	—	4,817
2019年3月22日 (注)	△3,000,000	121,000,000	—	4,819	—	4,817

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	35	24	213	162	76	45,429	45,939	—
所有株式数(単元)	—	211,488	15,245	40,275	234,472	334	708,032	1,209,846	15,400
所有株式数の割合 (%)	—	17.48	1.26	3.33	19.38	0.03	58.52	100	—

(注) 1. 自己株式数12,587,307株は、「個人その他」に125,873単元及び「単元未満株式の状況」に7株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
村山 義男	東京都板橋区	25,633	23.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,177	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,843	3.55
ジェービーモルガンチエース ゴールド マン サツクス トラスト ジヤスデツク レンディング アカウント (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	GOLDMAN SACHS AND CO, 180 MAIDEN LANE, 37/90TH FLOOR, NEW YORK, NY 10038 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	2,626	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,408	2.22
有限会社村山企画	東京都板橋区成増4丁目33番10号	2,000	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,849	1.71
ジェービー モルガン チェース バンク 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,380	1.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,337	1.23
ステート ストリート バンク アンド ト ラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,231	1.14
計	—	47,489	43.80

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は5,177千株であります。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は3,843千株であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,408千株であります。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,849千株であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,587,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 108,397,300	1,083,973	同上
単元未満株式	普通株式 15,400	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	121,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,083,973	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)タカラレーベン	東京都千代田区 丸の内一丁目8番2号	12,587,300	—	12,587,300	10.40
計	—	12,587,300	—	12,587,300	10.40

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	12,587,307	—	12,587,307	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日(2020年6月29日)までに取得又は処理した株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益還元については、会社の最重要課題の一つとして位置付けており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当することができる。」旨を定款に定めております。

また当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨の定款を定めておりますが、当事業年度におきましては、期末配当を株主総会の決議をもって決定しました。

当期においては、外部環境の変化にも自社の企業体力で乗り切れる体制を構築すべく、「安定した収益性の確保」と「財務体質の再構築」を推し進めてまいりました。特に、収益性の面においては、厳格な収益性判断を前提とする事業計画及び着実なコスト低減の実現により、安定した収益性を確保することができております。その中で、今後の再成長のための内部留保とのバランスを考えた配当を行う予定であります。

今後も、安定経営を根幹としながらも、さらなる成長を目指す中で、配当についても基本方針どおり業績に応じた配当を行ってまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年10月28日 取締役会決議	650	6.0
2020年6月29日 定時株主総会決議	1,409	13.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、単に利益を追求するだけでなく、法令及び企業倫理を遵守し、企業社会の一員として社会的責任を果たすべきであると考えております。

また、当社では、お客さま・株主・従業員といった基本的なステークホルダーとの緊張ある関係を保ちながら、いかに満足してもらえるかを常に考え対応してまいります。加えて、その他多様なステークホルダーの声をいかに事業に反映させ、企業は誰のために何を成すべきかを常に考え対応することが、結果として健全で効率的かつ安定した継続企業へと結びついていくものと考えております。さらに、制度的な牽制機能に留まらず、指数あるいはシステムとして根を張らせることで、全社的な牽制作用が各人の意識とともに機能するよう努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア. 企業統治の体制の概要

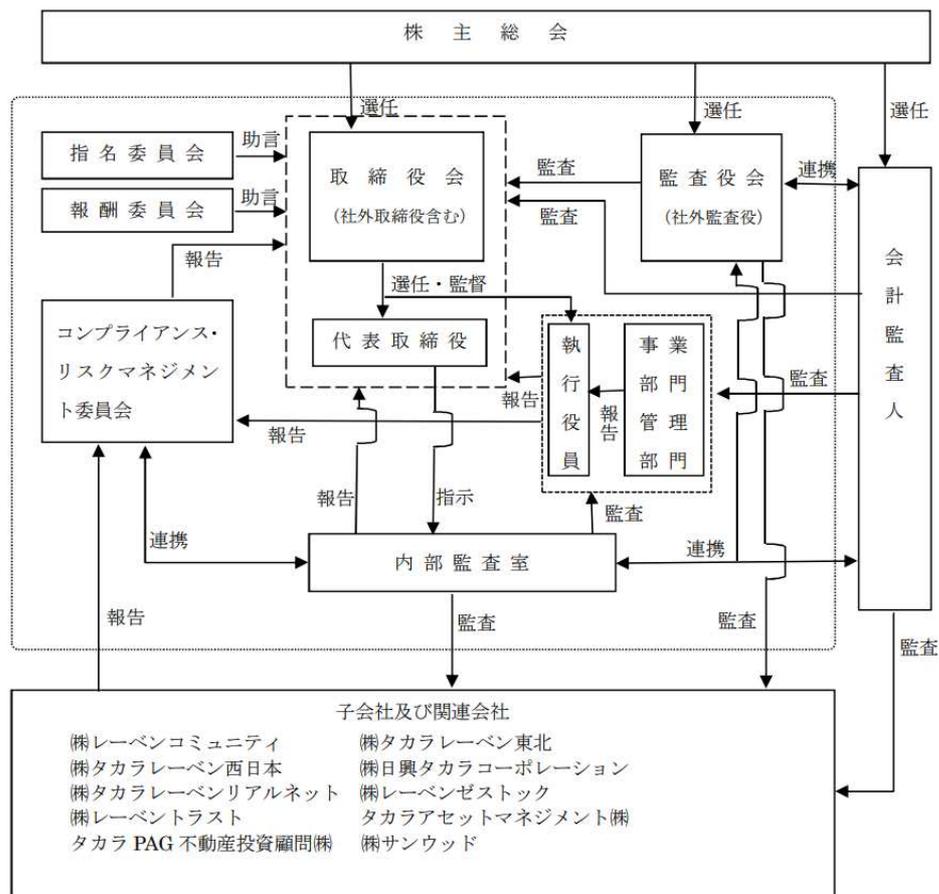
当社は、業務執行状況の適切な監督・監査のため、取締役会による監督と、監査役による監査体制、そして執行役員制度により、取締役の経営監督責任と執行役員の業務執行責任を明確にする体制を採用しております。

取締役会は「企業戦略等の大きな方向性を示す」「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う」「独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う」ことを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。取締役は現在、社外取締役4名を含む13名であり、代表取締役島田和一を議長として、取締役村山義男、同清水一孝、同山本昌、同吉田正広、同秋澤昭一、同岩本大志、同高荒美香、同手島芳貴、社外取締役信田仁、同笠原克美、同川田憲治、同谷口健太郎を構成員とした取締役会を原則月1回の頻度で開催し、また必要に応じ臨時取締役会を開催することで、慎重かつ迅速な意思決定を行うとともに業務執行状況を取締役相互に監督しております。

監査役会は、取締役の職務の執行の監査や、会計監査を、独立した客観的な立場から適切に実施することを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。監査役会は現在、常勤監査役遠藤誠、同本間朝美、同三浦由布子の3名で構成されており、その全員を社外監査役とすることで、取締役会の運営状況や取締役の業務執行状況等の、より適正な監査が行われる体制を確保しております。

その他、当社は、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、任意の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は信田仁社外取締役を委員長として、川田憲治社外取締役及び島田和一代表取締役を構成員としており、報酬委員会は川田憲治社外取締役を委員長として、信田仁社外取締役及び島田和一代表取締役を構成員としております。

さらに、当社は「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、代表取締役島田和一を委員長として取締役村山義男、同清水一孝、同山本昌、同吉田正広、同秋澤昭一、同岩本大志、同高荒美香、同手島芳貴、社外取締役信田仁、同笠原克美、同川田憲治、同谷口健太郎、常勤監査役遠藤誠、同本間朝美、同三浦由布子の全取締役・監査役を構成員とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、当社及び子会社並びに関連会社のリスクの評価・管理等を行うとともに、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を子会社及び関連会社へ実施することにより、子会社及び関連会社の業務の適正を確保するための体制としております。



イ. 当該体制を採用する理由

当社は、業務の意思決定及びその執行を監督・監査し、当社グループ全体のリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制を確保するため、上記のような体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制基本規程」を設け、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社の業務の適正を確保する内部統制の基本体制、整備、運用、評価、更新及びこれらに付帯する基本的事項と手続きについて定めております。

イ. リスク管理体制の整備の状況

a) リスク管理体制

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告、及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底しております。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個別のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制を構築しており、各小委員会での協議内容は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜コンプライアンス・リスクマネジメント委員会にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告をすることで、リスク発生を想定した上での迅速な意思決定システムを構築しております。

b) 反社会的勢力への対策

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針として、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加する等情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

ウ. 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」において子会社及び関連会社に関する管理方針、管理組織について定め、当社の取締役、執行役員及び監査役を子会社及び関連会社へ派遣し、また、子会社及び関連会社からの報告会を定期的に行うことにより、情報の共有化、経営の効率化を図っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）・社外監査役及び会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）・社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令が規定する最低責任限度額としております。

オ. 取締役の定数

当社は、取締役を15名以内とする旨定款に定めております。

カ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、定款により、取締役の選任について、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととする旨を定めております。また、取締役会の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

キ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によっても定めることができる旨定款に定めております。剰余金の配当等を取締役会の決議によっても定めることができることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議をもって中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ク. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 14名 女性 2名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	村山 義男	1945年8月28日生	1972年9月 当社設立 専務取締役 1973年3月 当社代表取締役社長 2012年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 2014年4月 当社代表取締役会長 2016年6月 当社取締役会長(現任)	(注) 3	25,633
代表取締役 兼 最高経営責任者 (CEO) 兼 社長執行役員	島田 和一	1965年12月4日生	1987年5月 当社入社 1998年6月 当社取締役開発部長 2000年6月 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長兼建築部長 2006年6月 当社代表取締役副社長兼開発本部長 2012年4月 当社代表取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)兼総合企画本部長 2014年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO) 2019年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 2019年6月 当社代表取締役兼最高経営責任者(CEO) 兼社長執行役員(現任)	(注) 3	675
取締役 兼 最高執行責任者 (COO) 兼 副社長執行役員	清水 一孝	1963年8月16日生	1987年4月 トヨタ自動車(株)入社 2004年10月 (株)レーベンコミュニティ入社 2007年4月 同社 取締役 2009年5月 同社 常務取締役 2014年5月 同社 専務取締役 2016年5月 同社 代表取締役副社長 2018年6月 (株)タカラレーベン西日本 代表取締役 2018年6月 当社取締役副社長 2019年4月 当社取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 2019年6月 当社取締役兼最高執行責任者(COO) 兼副社長執行役員(現任) 2020年5月 (株)レーベンコミュニティ 取締役(現任)	(注) 3	32
取締役 兼 最高財務責任者 (CFO) 兼 常務執行役員 総合企画本部長	山本 昌	1960年1月11日生	2006年4月 (株)三井住友銀行 上田法人営業部長 2009年4月 同銀行 蒲田法人営業部長 2011年4月 同銀行 札幌法人営業部長 2014年4月 同銀行 理事 東京都心法人営業本部長 兼東京東法人営業本部長 兼東日本広域法人営業本部長 2016年5月 当社入社 総合企画本部総務部長 2017年5月 (株)レーベンコミュニティ 取締役(現任) 2017年6月 当社取締役兼執行役員総合企画本部長 兼経営企画統括グループ統括部長兼人事部長 兼経営企画部長 2018年4月 当社取締役兼執行役員総合企画本部長 兼経営企画統括グループ統括部長兼経営企画部長 2019年4月 当社取締役兼最高財務責任者(CFO) 兼執行役員総合企画本部長 2020年4月 当社取締役兼最高財務責任者(CFO) 兼常務執行役員総合企画本部長(現任)	(注) 3	28
取締役 兼 常務執行役員 営業本部長 兼 営業管理室長	吉田 正広	1974年11月1日生	2001年3月 当社入社 2011年10月 当社営業本部第2営業部長 2014年4月 当社執行役員営業本部第二営業グループ長 2015年1月 (株)タカラレーベン東北 代表取締役 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 兼営業管理室長(現任) 2020年5月 (株)タカラレーベン西日本 取締役(現任)	(注) 3	27

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 兼 常務執行役員 投資開発本部長	秋澤 昭一	1965年5月10日生	1988年4月 藤和不動産(株)(現 三菱地所レジデンス(株))入社 1997年5月 (有)エイテック 代表取締役 2002年1月 (株)インタス 取締役 2004年2月 パシフィックマネジメント(株)(パシフィックホールディングス(株))執行役員 2008年6月 パシフィックリアルティ(株) 代表取締役 2008年6月 (有)パシフィック・プロパティーズ・インベストメント 代表取締役 2011年1月 スター・マイカ(株) 戦略事業部長 2012年2月 同社 取締役戦略事業本部長 2012年2月 ファン・インベストメント(株)(現 スター・マイカ・プロパティ(株))代表取締役 2014年12月 スター・マイカ(株) 代表取締役 2016年6月 ライジング・フォース(株) 代表取締役 2019年5月 (株)レーベンゼストック 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役兼執行役員投資開発本部長 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員投資開発本部長(現任)	(注) 3	1
取締役 兼 執行役員 開発本部長 兼 エコエナジー 事業部長 兼 海外事業推進室長	岩本 大志	1975年10月28日生	2001年10月 当社入社 2015年4月 当社営業本部第一営業グループ 第一営業部部長 2016年4月 当社営業本部第一営業グループ 統括部長 2017年4月 当社執行役員開発本部開発統括グループ統括部長 2017年11月 当社執行役員開発本部 開発統括グループ統括部長兼海外事業推進室長 2019年4月 当社執行役員開発本部副部長 兼開発統括グループ統括部長兼海外事業推進室長 2019年6月 当社上席執行役員開発本部副部長 兼開発統括グループ統括部長兼海外事業推進室長 2020年4月 当社上席執行役員開発本部長 兼エコエナジー事業部長兼海外事業推進室長 2020年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長 兼エコエナジー事業部長 兼海外事業推進室長(現任)	(注) 3	15
取締役 兼 執行役員 営業本部副本部長	高荒 美香	1966年8月8日生	2000年1月 当社入社 2014年4月 当社営業本部営業統括グループ長兼営業推進部長 兼営業企画室長 2015年4月 当社執行役員営業本部営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長兼業務部長 2016年6月 当社取締役兼執行役員 営業本部営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長兼業務部長 2018年4月 当社取締役兼執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 2019年4月 当社取締役兼執行役員営業本部副本部長(現任)	(注) 3	73

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	手島 芳貴	1974年5月31日生	1997年3月 当社入社 2010年4月 当社執行役員開発本部開発部長 2012年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長兼建築部長兼商品企画部長 2015年4月 当社常務取締役兼執行役員開発本部長兼開発1部部長兼エコエナジー事業部長 2016年4月 当社常務取締役兼執行役員開発本部長兼開発統括グループ統括部長兼開発部長兼都市再生部長兼横浜支社長 2017年4月 当社常務取締役兼執行役員開発本部長 2018年4月 当社専務取締役兼執行役員開発本部長 2018年6月 ㈱タカラレーベン西日本 取締役 2018年10月 当社専務取締役兼執行役員開発本部長兼エコエナジー事業部長 2019年6月 当社取締役兼専務執行役員開発本部長兼エコエナジー事業部長 2020年4月 当社取締役兼専務執行役員 2020年5月 ㈱タカラレーベン西日本 代表取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	87
取締役	信田 仁	1937年5月25日生	1961年4月 ㈱日本相互銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 1990年6月 ㈱さくら銀行(現 ㈱三井住友銀行) 取締役赤坂支店長 1992年6月 同銀行 常務取締役 1994年6月 ㈱太平洋銀行(現 ㈱三井住友銀行) 頭取 1997年6月 ㈱陽栄 代表取締役 2014年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	249
取締役	笠原 克美	1940年4月21日生	1967年10月 司法試験合格 1970年4月 判事補任官 1973年5月 弁護士名簿登録(登録番号13897) 東京弁護士会入会 倉田靖平法律事務所 入所 1974年4月 小原正列法律事務所 入所 1974年5月 東京弁護士会 図書館及び会館 委員会副委員長 1976年4月 日本弁護士連合会 本部東京都支部法律扶助審査委員 1977年4月 日本弁護士連合会 交通事故相談センター問題協議会委員 1979年4月 東京弁護士会 常議員 1979年5月 弁護士笠原克美法律事務所(現 弁護士笠原克美ライムライト法律事務所) 開設 代表(現任) 1980年4月 東京弁護士会 財務委員会副委員長 1986年4月 東京弁護士会 会館委員会副委員長 1987年4月 東京弁護士会 人権擁護委員会副委員長 1987年5月 財団法人日本クレジットカウンセリング協会 カウンセラー業務担当弁護士 1999年5月 財団法人日本クレジットカウンセリング協会 評議員 2013年4月 公益財団法人日本美術刀剣保存協会 顧問弁護士・倫理委員(現任) 2013年7月 公益財団法人全日本弓道連盟 監事 2015年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	37
取締役	川田 憲治	1950年3月29日生	2003年5月 ㈱りそなホールディングス 代表取締役社長 2003年6月 同社 取締役兼代表執行役社長 2006年6月 ㈱埼玉りそな銀行 代表取締役社長 ㈱りそなホールディングス 執行役員グループ戦略部担当 2009年6月 りそな総合研究所(株) 理事長 2011年4月 ㈱富士通総研 常任理事 2016年1月 TMA KAWADA OFFICE 代表(現任) 2016年4月 ㈱富士通総研 顧問 2017年6月 PE&HR(株) 取締役(社外取締役)(現任) 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 コニシ(株) 監査役(社外監査役)(現任)	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	谷口 健太郎	1961年4月4日生	1987年4月 日商岩井㈱入社 2000年2月 ソフトバンク・イーコマース㈱ (現 ソフトバンク㈱)入社 新規事業統括部長 2001年3月 シーエムネット㈱ 代表取締役副社長 2003年2月 ディーコーブ㈱ 執行役員 ソーシング事業部副事業部長 2003年9月 同社 取締役 2006年1月 同社 取締役兼最高業務執行責任者 2006年4月 ディーコーブ・ファイナンス㈱ 取締役社長 2006年10月 ディーコーブ㈱ 代表取締役社長 2012年6月 同社 取締役 2014年4月 同社 代表取締役社長 2020年6月 同社 代表取締役会長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	遠藤 誠	1955年9月2日生	1978年4月 商工組合中央金庫(現 ㈱商工組合中央金庫)入庫 1999年7月 同金庫 久留米支店支店長 2001年7月 同金庫 検査部検査役 2003年7月 同金庫 資金証券業務室室長 2004年3月 同金庫 市場業務室室長 2006年8月 同金庫 国際部部长 2007年8月 ポリマテック㈱ 出向 2010年9月 ポリマテック㈱ 転籍 2011年10月 商工中金カード㈱ 常務取締役 2018年6月 当社常勤監査役(現任) 2018年6月 ㈱レーベンゼストック 監査役(現任) 2018年6月 タカラアセットマネジメント㈱ 監査役(現任)	(注) 4	—
常勤監査役	本間 朝美	1959年1月21日生	1981年4月 ㈱埼玉銀行(現 ㈱りそな銀行)入行 1999年11月 ㈱あさひ銀行(現 ㈱りそな銀行)新狭山支店長 2001年10月 同銀行 池袋支店長 2003年3月 ㈱りそな銀行 池袋支店営業第二部長 2004年4月 エスケイアイ㈱ 出向 関東法人営業部長 2005年1月 医療法人敬寿会相武病院 出向 事務部次長 2005年9月 りそなビジネスサービス㈱ 出向 北浦和調査センター業務役 2010年2月 同社転籍 ローン融資サポート部長 2014年10月 同社経営企画部長 2015年4月 同社執行役員経営企画部副担当兼経営企画部長 2016年4月 同社取締役業務支援部門副担当兼市場外為部門担 当兼オペレーション業務部門副担当 2017年4月 同社常務取締役 企画・リスク統括部門担当 2018年6月 当社社外監査役 2018年6月 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役(現任) 2019年4月 りそなビジネスサービス㈱ 顧問 2019年6月 当社常勤監査役(現任) 2019年10月 ㈱日興タカラコーポレーション 監査役(現任) 2019年10月 ㈱レーベントラスト 監査役(現任) 2020年5月 ㈱タカラレーベン西日本 監査役(現任)	(注) 4	—
常勤監査役	三浦 由布子	1984年3月10日生	2005年12月 中央青山監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法 人)入所 2008年5月 公認会計士登録 2012年2月 ノバルティスファーマ㈱入社 コーポレート経理部 2019年6月 ㈱スタディスト常勤監査役 2019年6月 三浦由布子公認会計士事務所開設 代表(現任) 2020年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	—
計					26,862

- (注) 1. 取締役信田仁氏、笠原克美氏、川田憲治氏及び谷口健太郎氏の4氏は社外取締役にあります。
2. 監査役遠藤誠氏、本間朝美氏及び三浦由布子氏の3氏は社外監査役にあります。
3. 2020年6月29日開催の定時株主総会の終結のときから1年間
4. 2018年6月27日開催の定時株主総会の終結のときから4年間
5. 2020年6月29日開催の定時株主総会の終結のときから4年間

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
木村 俊治	1970年9月6日生	1995年4月 レンゴー㈱入社 1999年10月 アクタス元監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所 2003年3月 公認会計士登録 2004年7月 シナジー・キャピタル㈱ 入社 2008年11月 公認会計士木村会計事務所開設 代表(現任) 2008年11月 ㈱プラスバリューコンサルティング設立 代表取締役(現任) 2010年2月 税理士登録 2016年6月 当社監査役(社外監査役) 2016年7月 ㈱タカラプロパティ 監査役 2020年1月 税理士法人プログレスサポート 設立 代表社員(現任)	-

7. 当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は上記のほか、以下の7名であります。

上席執行役員 吉村 典彦
 執行役員 中尾 正則
 執行役員 水野 公平
 執行役員 野村 貴大
 執行役員 横田 新哉
 執行役員 山地 剛
 執行役員 中川 義行

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役を4名選任しており、また、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当社と人的関係及び取引関係等を有していないこと、及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、並びに金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績を有すること、又は税務・会計・法律等の各専門分野において幅広い知識・見解を有していること等を基準としております。

社外取締役信田仁氏は、金融機関や事業会社において経営に長年携わっており、当社は、同氏との間で顧問契約を締結し、社外の客観的な立場から経営全般に亘る指導・助言を受けておりましたが、日常の経営意思決定には関与しておらず、現在は顧問契約を終了していることから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役笠原克美氏は、弁護士笠原克美ライムライト法律事務所の代表であり、当社は、同氏との間で法律顧問契約を締結し、法律上の問題又は紛争について指導・助言、及び訴訟に関する委任契約を締結しておりましたが、現在はこれら契約を終了していることから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役川田憲治氏は、当社の取引先である株式会社りそな銀行の持株会社である株式会社りそなホールディングスの元代表執行役社長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合は僅少であり、また、同氏が同社の執行役を退任されてからすでに10年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

その他の社外取締役、社外監査役と当社との間には、人的関係及び取引関係等はありません。なお、各社外役員が所有する当社の株式数は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」に記載しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、その立場から必要に応じた意見を述べる等、取締役の業務執行状況を常に監査・監督しております。常勤監査役については、社内に精通し経営に対する理解が深く、監査の環境整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っており、十分に経営の適正性が保たれているものと判断しております。

社外取締役による監督又は社外監査役による監査と、内部監査、監査役監査及び会計監査との連携状況については、社外取締役は定期的に内部監査室から報告を受け、また適宜監査役及び会計監査人からの報告を受けることにより、現状と課題を把握し、取締役会にて発言することとしており、また社外監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携を図りつつ、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の監査を実施しております。

なお、社外監査役は、内部監査室が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行っており、また、会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について、報告・説明を受け、各種財務諸表等の監査を行っており、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員、手続

当社は監査役会設置会社であり、監査役会はいずれも独立社外役員として東京証券取引所に届けられた3名の社外監査役で構成されております。

なお、常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格を持ち、会計事務所の代表を務める等税務・会計の分野に携わっており、また同じく常勤監査役である遠藤誠氏及び本間朝美氏はいずれも金融機関において支店長や部長職を歴任しており、いずれも財務及び会計や組織運営等に関する知見を有しております。

b. 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会の活動状況 開催頻度、主な検討事項等

当社では、上記の社外監査役3名（3名ともに常勤監査役）が各々の監査活動において、適法性・妥当性の観点より取締役及びその他の従業員による職務執行状況の監査を行っております。各自の監査結果は月1回以上開催される監査役会で報告され議論を重ねたうえで監査報告書に集約されております。また監査に際しては、内部監査室が実施する業務監査並びに会計監査人が実施する会計監査の内容等も聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

監査役の具体的な活動内容は、取締役会をはじめとする重要会議への出席及び意見申述のほか、代表取締役ほか取締役や幹部社員との面談による情報収集及び意見交換、稟議書や会計関連等の重要書類の閲覧と検証、本社各部署・支店・営業所並びに子会社への往査、内部通報制度（ヘルプライン）における通報窓口としての役割と執行部門による通報事案への対応や再発防止に関する執行状況の確認等を中心としております。

2019年度の主な検討事項として、事業規模や領域の拡大に伴い多様化するさまざまなリスク要因（組織や会計上の課題を含む）の統制状況、各種法令改正やコンプライアンス上の諸問題（子会社に関するものを含む）への対応状況等を中心に監査を実施し、それぞれ必要に応じて取締役会やコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等において、或いは代表取締役ほか幹部社員との面談等を通じて意見具申や提言を行いました。

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況は下記の通りであります。

役職名	氏名	出席状況	
		取締役会	監査役会
常勤監査役	遠藤 誠	23回／23回（100%）	14回／14回（100%）
常勤監査役	本間 朝美	23回／23回（100%）	14回／14回（100%）
監査役	木村 俊治	23回／23回（100%）	14回／14回（100%）

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査の充実及び強化を図るため、社長直属の独立室として内部監査室（3名）を設置しております。また、「内部監査規程」を制定し、内部監査の計画の立案及び実施にあたっては、監査役監査、会計監査人監査との調整を充分に行い、各機能の効率的運用が図られる体制としております。また、監査役は、内部監査室が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行う等、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

③ 会計監査の状況

ア. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

イ. 継続監査期間

1999年3月期以降

- ウ. 業務を執行した公認会計士
 指定有限責任社員 業務執行社員 柳下 敏男
 指定有限責任社員 業務執行社員 金子 勝彦

- エ. 監査業務に係る補助者の構成
 当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他18名であります。

- オ. 監査法人の選定方針と理由

監査法人については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人候補を総合的に評価し決定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任します。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。また、業務執行社員は一定期間を超えて関与することのないような措置をとっております。同監査法人とは監査契約書を締結し、当該契約書に基づいた報酬の支払いをしております。

- カ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の評価については、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ行っております。

監査計画並びに中間期及び期末監査結果について会計監査人から報告を受け検証するとともに、会計監査人の独立性や職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制について確認しました。更に期中における経営者や監査役会その他関連する部署との連携状況についても勘案したうえで、会計監査人の監査業務及び監査結果については相当であると判断するとともに、再任することを決定しております。

④ 監査報酬の内容等

- ア. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	38	—	39	—
連結子会社	—	0	1	0
計	38	0	40	0

連結子会社における非監査業務の内容は、合意された手続業務であります。

- イ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラントソントン）に属する組織に対する報酬（ア.を除く）
 該当事項はありません。

- ウ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

- エ. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬については、監査体制、監査日数等を勘案し監査役会との協議のうえ決定しております。

- オ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査報酬につきましては、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当社の規模や業務内容に照らして、監査計画の内容、監査業務の遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討・協議を行い同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、その報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業との比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しており、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結び付けることを目的としております。

役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりです。

- ・当社企業価値の向上に資するものであること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
- ・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性および合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
- ・基本報酬に加え、個人評価連動及び業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

なお、上記方針は、任意の諮問機関である報酬委員会の助言を得て取締役会で決議されております。

当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は、2017年6月27日であり、定款で定める取締役の員数（15名以内）に対し年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されており、また、2015年6月24日の株主総会においては、上記とは別に、ストックオプション報酬額として年額300百万円以内と決議いただいております。

また、当社の監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は、1999年7月16日であり、定款で定める監査役の員数（5名以内）に対し年額60百万円以内と決議されております。

当社の役員等の報酬等に関する額又はその算定方法の決定に関する方針の最終的な決定権限を有するのは、取締役会より一任された代表取締役社長執行役員であり、代表取締役社長執行役員は任意の諮問機関である報酬委員会における助言を受けた取締役会で決議された算定方法の決定に関する方針をもとに決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	374	343	31	—	—	10
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	55	55	—	—	—	6

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
村山 義男	133	取締役	提出会社	133	—	—	—

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の政策保有株式の保有方針につきましては、取引関係等の円滑化を主な目的としており、株価の状況等から、保有継続の是非を判断し、保有の合理性が認められる場合に保有しております。

政策保有株式の保有の適否については、取締役会等において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を適宜検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	8	566
非上場株式以外の株式	7	3,333

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式以外の株式	1	486

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
タカラレーベン・インフラ投資法人	19,686	19,686	当社が同法人のスポンサーであり、良好な関係維持・強化を図るため保有しております。	無
	2,122	2,238		
タカラレーベン不動産投資法人	14,385	18,700	当社が同法人のスポンサーであり、良好な関係維持・強化を図るため保有しております。	無
	1,152	1,731		
(株)筑波銀行	141,000	141,000	借入等の銀行取引を行っており、円滑な財務活動を確保するため保有しております。	有
	23	27		
(株)武蔵野銀行	10,000	10,000	借入等の銀行取引を行っており、円滑な財務活動を確保するため保有しております。	有
	13	22		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	43,280	43,280	借入等の銀行取引を行っており、円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無
	13	18		
(株)りそなホールディングス	20,000	20,000	借入等の銀行取引を行っており、円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無
	6	9		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,000	1,000	借入等の銀行取引を行っており、円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無
	1	1		

(注) 定量的な保有効果については測定が困難なため記載しておりません。保有目的の合理性を検証した方法につきましては、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 21,165	※2, ※3 35,311
受取手形及び売掛金	※2 2,071	※2 1,952
販売用不動産	※2, ※4 18,821	※2, ※4 23,861
仕掛販売用不動産	※2, ※4 49,860	※2, ※4 46,102
未成工事支出金	519	397
その他	6,192	7,689
貸倒引当金	△118	△2
流動資産合計	98,512	115,314
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,933	14,948
減価償却累計額	△1,871	△1,682
建物及び構築物（純額）	※2, ※4 18,061	※2, ※4 13,266
機械装置及び運搬具	16,176	3,446
減価償却累計額	△1,960	△578
機械装置及び運搬具（純額）	※2, ※4 14,216	※2, ※4 2,867
工具、器具及び備品	334	381
減価償却累計額	△175	△229
工具、器具及び備品（純額）	※2, ※4 159	※2, ※4 152
土地	※2, ※4 35,602	※2, ※3, ※4 33,903
リース資産	255	70
減価償却累計額	△109	△61
リース資産（純額）	※2 145	※4 8
建設仮勘定	※2, ※4 7,039	※2, ※3, ※4 17,022
有形固定資産合計	75,224	67,220
無形固定資産		
のれん	1,375	1,145
リース資産	13	2
その他	※2 451	※2, ※3 642
無形固定資産合計	1,840	1,790
投資その他の資産		
投資有価証券	4,597	4,428
長期貸付金	0	0
繰延税金資産	727	1,087
その他	※1 3,904	※1 5,354
貸倒引当金	△9	△6
投資その他の資産合計	9,220	10,863
固定資産合計	86,286	79,874
繰延資産	94	259
資産合計	184,893	195,448

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,790	11,858
短期借入金	※2 17,831	※2 17,148
1年内償還予定の社債	—	296
1年内返済予定の長期借入金	※2 19,743	※2 22,119
リース債務	40	9
未払法人税等	2,760	2,972
前受金	4,274	4,269
賞与引当金	454	525
完成工事補償引当金	447	454
その他	5,195	5,961
流動負債合計	58,539	65,616
固定負債		
長期借入金	※2 73,882	※2, ※3 69,656
社債	200	4,804
リース債務	123	1
役員退職慰労引当金	99	97
退職給付に係る負債	543	653
資産除去債務	23	58
繰延税金負債	134	151
その他	3,613	3,269
固定負債合計	78,619	78,692
負債合計	137,158	144,309
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金	4,817	4,817
利益剰余金	42,299	45,817
自己株式	△4,695	△4,695
株主資本合計	47,241	50,759
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	121	△97
為替換算調整勘定	—	△0
退職給付に係る調整累計額	△21	△27
その他の包括利益累計額合計	100	△124
新株予約権	196	241
非支配株主持分	197	263
純資産合計	47,734	51,139
負債純資産合計	184,893	195,448

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	132,005	168,493
売上原価	※1 105,119	※1 137,977
売上総利益	26,886	30,516
販売費及び一般管理費	※2 16,839	※2 18,614
営業利益	10,046	11,901
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	160	347
受取手数料	99	119
雑収入	50	113
営業外収益合計	310	579
営業外費用		
支払利息	1,103	1,147
持分法による投資損失	72	4
雑損失	152	128
営業外費用合計	1,328	1,279
経常利益	9,027	11,201
特別利益		
受取損害賠償金	※3 121	—
投資有価証券売却益	191	72
違約金収入	—	※4 214
特別利益合計	312	286
特別損失		
減損損失	—	※5 2,071
投資有価証券評価損	—	42
事務所移転費用	※6 14	—
特別損失合計	14	2,114
税金等調整前当期純利益	9,326	9,373
法人税、住民税及び事業税	3,130	4,181
法人税等調整額	△374	△235
法人税等合計	2,755	3,945
当期純利益	6,570	5,427
非支配株主に帰属する当期純利益	143	66
親会社株主に帰属する当期純利益	6,426	5,361

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	6,570	5,427
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△140	△218
為替換算調整勘定	—	△0
退職給付に係る調整額	△21	△5
その他の包括利益合計	※ △161	※ △224
包括利益	6,408	5,202
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,264	5,136
非支配株主に係る包括利益	143	66

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,823	38,717	△5,875	42,485
当期変動額					
剰余金の配当			△1,732		△1,732
親会社株主に帰属する当期純利益			6,426		6,426
自己株式の処分				61	61
自己株式の消却		△1,119		1,119	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,112	△1,112		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△6	3,582	1,180	4,755
当期末残高	4,819	4,817	42,299	△4,695	47,241

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	262	—	262	159	—	42,907
当期変動額						
剰余金の配当						△1,732
親会社株主に帰属する当期純利益						6,426
自己株式の処分						61
自己株式の消却						—
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△140	△21	△161	36	197	72
当期変動額合計	△140	△21	△161	36	197	4,827
当期末残高	121	△21	100	196	197	47,734

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,817	42,299	△4,695	47,241
当期変動額					
剰余金の配当			△1,843		△1,843
親会社株主に帰属する当期純利益			5,361		5,361
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,517	—	3,517
当期末残高	4,819	4,817	45,817	△4,695	50,759

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	121	—	△21	100	196	197	47,734
当期変動額							
剰余金の配当							△1,843
親会社株主に帰属する当期純利益							5,361
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△218	△0	△5	△224	45	66	△113
当期変動額合計	△218	△0	△5	△224	45	66	3,404
当期末残高	△97	△0	△27	△124	241	263	51,139

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,326	9,373
減価償却費	2,447	2,031
減損損失	—	2,071
のれん償却額	230	235
引当金の増減額 (△は減少)	50	△43
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	76	101
受取利息及び受取配当金	△160	△347
株式報酬費用	100	45
支払利息	1,103	1,147
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	42
投資有価証券売却損益 (△は益)	△191	△72
違約金収入	—	△214
売上債権の増減額 (△は増加)	△514	113
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,064	33,787
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,995	4,067
前受金の増減額 (△は減少)	2,097	△5
その他	658	2
小計	27,291	52,338
利息及び配当金の受取額	160	347
利息の支払額	△1,107	△1,152
法人税等の支払額	△3,915	△4,039
違約金の受取額	—	214
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,428	47,708
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△171	△152
定期預金の払戻による収入	186	155
短期貸付金の増減額 (△は増加)	0	0
有形固定資産の取得による支出	△30,484	△29,251
有形固定資産の売却による収入	3	8
無形固定資産の取得による支出	△34	△229
関係会社株式の取得による支出	△225	△1,074
投資有価証券の取得による支出	△2,625	△623
投資有価証券の売却による収入	200	486
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※3 4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	※3 △1,195	※3 △1,224
その他	△0	△236
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,347	△32,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△596	△1,542
長期借入れによる収入	57,468	81,623
長期借入金の返済による支出	△51,657	△84,593
社債の発行による収入	—	4,900
リース債務の返済による支出	△56	△152
配当金の支払額	△1,730	△1,842
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,427	△1,608
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,491	13,963
現金及び現金同等物の期首残高	29,042	20,642
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	91	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 20,642	※1 34,605

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

株式会社レーベンコミュニティ
株式会社タカラレーベン東北
株式会社タカラレーベン西日本
株式会社日興タカラコーポレーション
株式会社タカラレーベンリアルネット
株式会社レーベンゼストック
株式会社レーベントラスト
タカラアセットマネジメント株式会社
タカラPAG不動産投資顧問株式会社

株式会社日興プロパティは、2019年6月1日付で株式会社レーベントラストに社名を変更しております。

株式会社レーベントラストは、2019年10月1日付で株式会社レーベントラストを存続会社、株式会社タカラプロパティを消滅会社とする吸収合併を行っております。

ソーラー・フィールド9合同会社は、2019年5月20日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

グリーンメガソーラー合同会社は、2019年7月10日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

エコプレクス洋野プロジェクト合同会社は、2020年1月9日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

フレッシュエアエナジー成田合同会社は、2020年1月9日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、同日付でフレッシュエアエナジー成田合同会社はL S千葉成田合同会社に社名を変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、(開示対象特別目的会社関係)に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

主要な会社名

株式会社サンウッド

千代田合同会社につきましては、2019年6月25日付で持分を取得したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 11社、4月末日 1社、6月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 1社、11月末日 1社、12月末日 1社

(2) 連結財務諸表作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解 (注1-2) の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大による企業活動への影響は、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産 その他(関連会社株式)	1,498百万円	2,543百万円

※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	120百万円	1,348百万円
受取手形及び売掛金	429	441
販売用不動産	10,711	17,033
仕掛販売用不動産	46,181	42,108
建物及び構築物	14,407	9,326
機械装置及び運搬具	4,915	224
工具、器具及び備品	59	33
土地	24,968	24,093
リース資産(有形固定資産)	126	—
建設仮勘定	1,248	10,097
その他(無形固定資産)	227	379
計	103,395	105,086

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	14,911百万円	14,466百万円
1年内返済予定の長期借入金	19,181	21,080
長期借入金	56,569	59,340
計	90,661	94,888
(うち、ノンリコースローン)	—	(9,107)

※3 ノンリコースローン

ノンリコースローンは以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
ノンリコース長期借入金	—百万円	9,107百万円
計	—	9,107

ノンリコースローンに対応する資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	—百万円	1,292百万円
土地	—	150
建設仮勘定	—	8,677
その他(無形固定資産)	—	7
計	—	10,128

※4 資産の保有目的の変更

前連結会計年度（2019年3月31日）

保有不動産の一部を転売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産26百万円を土地に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物9,590百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地9,172百万円、建設仮勘定1,339百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた19,752百万円のうち、18,923百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物18百万円、機械装置及び運搬具533百万円、土地51百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用不動産1,277百万円を建物及び構築物705百万円、土地572百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物9,622百万円、機械装置及び運搬具1百万円、工具、器具及び備品3百万円、土地9,112百万円、リース資産121百万円、建設仮勘定4,725百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた23,178百万円のうち、20,338百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物303百万円、機械装置及び運搬具11,942百万円、土地618百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しております。

5 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当社グループ顧客住宅ローンに関する抵当権 設定登記完了までの金融機関等に対する連帯 保証債務	8,268百万円	13,428百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	—	251
計	8,268	13,679

6 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関57社（前連結会計年度51社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメント の総額	60,118百万円	58,996百万円
借入実行残高	40,847	28,929
差引額	19,270	30,067

（連結損益計算書関係）

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下げ後（洗替）の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	△55百万円	911百万円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度44%、当連結会計年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度56%、当連結会計年度57%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告宣伝費	4,399百万円	4,646百万円
販売促進費	2,123	2,311
給料手当	2,769	3,157
賞与引当金繰入額	570	660
退職給付費用	95	121
役員退職慰労引当金繰入額	25	27
貸倒引当金繰入額	11	—

※3 受取損害賠償金

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

受取損害賠償金は、係争案件の訴訟結審に伴い計上したものであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

※4 違約金収入

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社が買主となっていた不動産売買契約の解約による違約金を計上しております。

※5 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、ホテル事業用不動産の収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失(2,071百万円)を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
ホテル	土地・建物	京都府京都市	746
	土地・建物	京都府京都市	230
	土地	京都府京都市	658
	土地	大阪府大阪市	435
合計			2,071

また、科目別の内訳は、土地1,515百万円、建物556百万円であります。

当社グループは、ホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

※6 事務所移転費用

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

事務所移転費用は、一部の連結子会社の事務所移転費用等であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△191百万円	△224百万円
組替調整額	—	42
税効果調整前	△191	△181
税効果額	50	△36
その他有価証券評価差額金	△140	△218
為替換算調整勘定：		
当期発生額	—	△0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△30	△13
組替調整額	—	5
税効果調整前	△30	△8
税効果額	9	2
退職給付に係る調整額	△21	△5
その他の包括利益合計	△161	△224

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	124,000,000	—	3,000,000	121,000,000
合計	124,000,000	—	3,000,000	121,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 2	15,750,907	—	3,163,600	12,587,307
合計	15,750,907	—	3,163,600	12,587,307

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少3,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,163,600株は、ストック・オプションの行使による減少163,600株及び取締役会決議による自己株式の消却による減少3,000,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	196
合計		—	—	—	—	—	196

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,190	11	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	541	5	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,192	利益剰余金	11	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	121,000,000	—	—	121,000,000
合計	121,000,000	—	—	121,000,000
自己株式				
普通株式	12,587,307	—	—	12,587,307
合計	12,587,307	—	—	12,587,307

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	241
合計		—	—	—	—	—	241

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,192	11	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月28日 取締役会	普通株式	650	6	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,409	利益剰余金	13	2020年3月31日	2020年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	21,165百万円	35,311百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△166	△198
顧客からの預り金	△357	△507
現金及び現金同等物	20,642	34,605

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
保有不動産の保有目的の変更により販売用不動産及び仕掛販売用不動産から固定資産に振替えた金額	26百万円	1,277百万円
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えた金額	20,160	23,587
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用発電施設に振替えた金額	603	12,863

※3 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

社員持分及び匿名組合出資持分の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに出資のための支出(純額)との関係は次の通りです。

(1) 勝浦興津ソーラー合同会社

流動資産	0 百万円
固定資産	1,499
流動負債	△1,499
社員持分及び匿名組合出資持分の取得価額	0
現金及び現金同等物	△0
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	—

(2) 平沢パワーウエスト合同会社

流動資産	820 百万円
固定資産	1,685
繰延資産	0
流動負債	△459
固定負債	△96
社員持分及び匿名組合出資持分の取得価額	1,950
現金及び現金同等物	△754
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	△1,195

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

社員持分及び匿名組合出資持分の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに出資のための収入（純額）及び支出（純額）との関係は次の通りです。

(1) ソーラー・フィールド9合同会社

流動資産	7 百万円
固定資産	1,256
のれん	2
流動負債	△1,267
社員持分の取得価額	0
現金及び現金同等物	△2
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による収入	2

(2) グリーンメガソーラー合同会社

流動資産	39 百万円
固定資産	679
のれん	3
繰延資産	0
流動負債	△721
社員持分の取得価額	0
現金及び現金同等物	△1
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による収入	1

(3) エコプレクス洋野プロジェクト合同会社

流動資産	64 百万円
固定資産	771
繰延資産	109
流動負債	△3
固定負債	△83
匿名組合出資持分の取得価額	859
現金及び現金同等物	△49
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等 の取得による支出	△809

(4) フレッシュエアエナジー成田合同会社（現 LS千葉成田合同会社）

流動資産	17 百万円
固定資産	372
繰延資産	65
流動負債	△1
固定負債	△24
匿名組合出資持分の取得価額	428
現金及び現金同等物	△13
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等 の取得による支出	△415

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設(「建物及び構築物」、「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設における工具、器具及び備品及び車両運搬具であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	2,889	4,375
1年超	20,229	30,142
合計	23,118	34,517

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	21,165	21,165	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	2,071 △118		
	1,953	1,953	—
(3) 投資有価証券	4,546	4,546	—
資産計	27,666	27,666	—
(1) 支払手形及び買掛金	7,790	7,790	—
(2) 短期借入金	17,831	17,831	—
(3) リース債務 (流動)	40	40	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	93,625	93,640	14
(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	200	197	△2
(6) リース債務 (固定)	123	118	△4
負債計	119,611	119,619	7

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	35,311	35,311	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	1,952 △2		
	1,950	1,950	—
(3) 投資有価証券	3,852	3,852	—
資産計	41,115	41,115	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,858	11,858	—
(2) 短期借入金	17,148	17,148	—
(3) リース債務 (流動)	9	9	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	91,776	91,779	3
(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	5,100	5,289	189
(6) リース債務 (固定)	1	1	△0
負債計	125,894	126,086	192

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはすべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務 (流動)、(6) リース債務 (固定)

これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	50	575

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,165	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,071	—	—	—
合計	23,237	—	—	—

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	35,311	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,952	—	—	—
合計	37,264	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	17,831	—	—	—	—	—
長期借入金	19,743	35,805	12,978	3,813	5,312	15,972
社債	—	200	—	—	—	—
リース債務	40	25	18	16	17	44
合計	37,615	36,030	12,996	3,830	5,330	16,017

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	17,148	—	—	—	—	—
長期借入金	22,119	20,080	18,618	4,666	9,340	16,950
社債	296	96	2,108	—	2,600	—
リース債務	9	1	—	—	—	—
合計	39,573	20,178	20,726	4,666	11,940	16,950

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	11	9	1
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	2,238	1,941	296
	小計	2,250	1,951	298
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	83	122	△38
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	2,213	2,294	△81
	小計	2,296	2,416	△119
合計		4,546	4,367	178

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	1	0	0
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	2,209	2,027	182
	小計	2,211	2,028	183
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	72	130	△58
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,568	1,880	△311
	小計	1,641	2,011	△369
合計		3,852	4,039	△186

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	200	191	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	200	191	—

当連結会計年度 (2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	486	72	—
合計	486	72	—

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券（その他有価証券）について42百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。なお、一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	285百万円	353百万円
勤務費用	54	63
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	30	13
退職給付の支払額	△17	△7
退職給付債務の期末残高	353	424

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	151百万円	189百万円
退職給付費用	65	66
退職給付の支払額	△23	△22
中小企業退職金共済制度への拠出額	△3	△4
退職給付に係る負債の期末残高	189	229

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	612百万円	717百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△68	△64
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	543	653

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	54百万円	63百万円
利息費用	1	1
数理計算上の差異の費用処理額	—	5
簡便法で計算した退職給付費用	61	62
確定給付制度に係る退職給付費用	116	131

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	30百万円	8百万円
合計	30	8

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	30百万円	38百万円
合計	30	38

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.36 %	0.33 %
予想昇給率	2.56	2.56

3. 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度3百万円、当連結会計年度4百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	100	45

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回B種新株予約権	第2回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 1名	当社取締役 7名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1, 2	普通株式 130,000株	普通株式 120,400株
付与日	2012年7月9日	2013年5月14日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日

	第3回B種新株予約権	第4回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 7名 当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 129,200株	普通株式 133,600株
付与日	2014年5月13日	2015年7月14日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日

	第5回B種新株予約権	第6回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 125,200株	普通株式 128,000株
付与日	2016年5月10日	2017年7月11日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日

	第7回B種新株予約権	第8回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 164,000株	普通株式 156,000株
付与日	2018年8月28日	2019年7月30日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	78,000	71,200	71,600	77,600	77,200	120,000	156,000	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	156,000
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	78,000	71,200	71,600	77,600	77,200	120,000	156,000	156,000
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	128	306	186	472	480	316	253	290

(注) 権利行使価格は、1株当たりの金額を記載しております。なお、2013年7月1日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第8回B種新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
② 主な基礎数値及び見積方法

	第8回B種新株予約権
株価変動性 (注) 1	49.3 %
予想残存期間 (注) 2	16.2 年
予想配当率 (注) 3	2.03 %
無リスク利率 (注) 4	0.086 %

(注) 1. 2003年6月9日から2019年7月29日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 新株予約権者の予想残存勤務年数の加重平均値を使用しております。

3. 直近10年間の配当実績に基づき算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りに基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	145百万円	167百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	44	3
販売用不動産評価損否認	111	376
会員権評価損否認	35	35
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	164	196
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	34	33
減価償却損金算入限度超過額	81	199
電話加入権評価損否認	1	1
減損損失否認	198	647
繰延消費税等	82	102
未払事業税等	153	156
投資有価証券強制評価減否認	10	3
資産除去債務否認	28	30
税務上の繰越欠損金	80	154
税務繰延資産	225	200
前受金計上否認	223	223
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	66	72
新株予約権	60	73
工事補償損失否認	70	66
連結上の未実現利益の消去に係る税効果	48	83
その他	52	110
繰延税金資産小計	1,920	2,939
評価性引当額(注)	△589	△1,381
繰延税金資産合計	1,331	1,558
繰延税金負債		
特別償却準備金認定損	△82	△2
合併受入資産評価差額	△551	△551
その他有価証券評価差額金	△91	△59
譲渡損益繰延調整資産	△13	△8
繰延税金負債合計	△738	△622
繰延税金資産(△は負債)の純額	592	935

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、減損損失等に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と	30.6%
評価性引当額の増減	間の差異が法定実効税率の	8.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	100分の5以下であるため注記	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	を省略しております。	0.0
住民税均等割		0.1
子会社税率差異		0.6
のれん償却額		0.6
その他		1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		42.1

(企業結合等関係)

共通支配下の取引

当社の連結子会社である株式会社レーベントラスト及び株式会社タカラプロパティは、2019年8月5日に合併契約を締結し、2019年10月1日付で合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称：株式会社レーベントラスト

事業の内容：賃貸管理事業

被結合企業の名称：株式会社タカラプロパティ

事業の内容：賃貸管理事業

② 企業結合日

2019年10月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社レーベントラストを存続会社、株式会社タカラプロパティを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社レーベントラスト

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、賃貸管理事業における経営の効率化、シナジー効果の最大化を目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、貸事務所用土地の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)及び賃貸用のマンション等を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は726百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は809百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	52,650	45,030
期中増減額	△7,619	△6,780
期末残高	45,030	38,250
期末時価	45,471	38,319

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(12,935百万円)であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替(20,160百万円)並びに減価償却費(699百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(9,766百万円)であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替(23,587百万円)並びに減価償却費(511百万円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、マンション分譲を中心に事業活動しております。なお、「不動産販売事業」、「不動産賃貸事業」、「不動産管理事業」及び「発電事業」を報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、主に新築分譲マンション、収益不動産の売却、戸建分譲、リニューアルマンション等を行っております。

「不動産賃貸事業」は、事務所及び居住用マンション等の賃貸事業、「不動産管理事業」は、マンションの管理等を行っております。

「発電事業」は、再生可能エネルギーを活用した発電事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ後の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	発電事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	104,823	5,829	4,512	10,794	125,959	6,045	132,005
セグメント間の内部売上高 又は振替高	977	66	243	—	1,287	1,331	2,618
計	105,800	5,895	4,756	10,794	127,246	7,377	134,623
セグメント利益	7,158	728	140	1,433	9,460	1,143	10,603
セグメント資産	79,764	48,263	588	31,839	160,455	9,435	169,891
セグメント負債	74,581	30,951	1,112	31,912	138,557	7,271	145,828
その他の項目							
減価償却費	113	700	7	1,282	2,104	140	2,245
のれんの償却額	—	78	—	—	78	—	78
支払利息	664	225	—	137	1,027	47	1,074
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	9	19,488	15	8,395	27,909	1,700	29,610

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資運用事業、建設の請負事業、修繕工事事業等を含んでおります。

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	発電事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	129,649	5,965	5,046	20,982	161,643	6,850	168,493
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	84	228	—	313	621	934
計	129,649	6,049	5,275	20,982	161,956	7,471	169,427
セグメント利益又は損失（△）	7,500	981	△46	3,325	11,760	880	12,640
セグメント資産	82,472	43,008	691	25,343	151,516	9,193	160,709
セグメント負債	71,705	32,080	1,371	26,941	132,097	8,273	140,371
その他の項目							
減価償却費	126	516	6	1,089	1,737	125	1,863
のれんの償却額	—	78	—	—	78	—	78
支払利息	560	282	—	108	951	84	1,036
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	251	16,392	13	9,212	25,868	2,975	28,843

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資運用事業、建設の請負事業、修繕工事事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	127,246	161,956
「その他」の区分の売上高	7,377	7,471
セグメント間取引消去	△2,618	△934
連結財務諸表の売上高	132,005	168,493

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	9,460	11,760
「その他」の区分の利益	1,143	880
セグメント間取引消去	△406	△582
のれんの償却額	△151	△156
連結財務諸表の営業利益	10,046	11,901

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	160,455	151,516
「その他」の区分の資産	9,435	9,193
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△20,727	△14,247
全社資産（注）	35,728	48,986
連結財務諸表の資産合計	184,893	195,448

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。主なものは、現金及び預金、管理部門にかかる資産及び繰延税金資産等であります。

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	138,557	132,097
「その他」の区分の負債	7,271	8,273
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△18,688	△12,039
全社負債(注)	10,017	15,977
連結財務諸表の負債合計	137,158	144,309

(注) 全社負債は、報告セグメントに帰属しない負債であります。主なものは、借入金等であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	2,104	1,737	140	125	202	167	2,447	2,031
のれんの償却額	78	78	—	—	151	156	230	235
支払利息	1,027	951	47	84	28	110	1,103	1,147
有形固定資産及び無形 固定資産の増加(注)	27,909	25,868	1,700	2,975	292	△1	29,902	28,841

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに配分していないのれんの発生額、本社建物等の設備投資額及びセグメント間取引の消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	発電事業	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	—	2,071	—	2,071

(注) 「その他」の金額は、ホテル事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	発電事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	78	—	—	—	151	230
当期末残高	—	413	—	—	—	962	1,375

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	発電事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	78	—	—	—	156	235
当期末残高	—	334	—	—	—	810	1,145

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	笠原 克美	弁護士	(被所有) 直接 0.03	当社取締役	弁護士報酬 (注) 2	20	—	—
					不動産取引 (注) 3	15	買掛金	16

(注) 1. 上記の取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 弁護士報酬については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。なお、当該取引条件の合意及び契約の締結は、上記役員の役員就任前に実施されております。

3. 取引金額については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
 前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
 該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、当社グループは不動産（信託受益権を含む）を特別目的会社（合同会社）1社に譲渡し、特別目的会社が当該不動産を裏付けとして借入等によって調達した資金を売却代金として受領しております。

特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結し、当該契約に基づき出資を実施しております。なお、当社グループは議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額 (百万円)
譲渡した不動産	7,768	売却益	1,109
匿名組合出資金	300	—	—

(注) 1. 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価格によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、売上総利益に計上されております。

2. 匿名組合出資金に係る取引金額は、当連結会計年度における出資額によって記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	436円68銭	467円05銭
1株当たり当期純利益	59円33銭	49円45銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	59円00銭	49円11銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,426	5,361
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,426	5,361
期中平均株式数 (千株)	108,321	108,412
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	610	754
(うち新株予約権 (千株))	(610)	(754)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱タカラレーベン	第1回無担保社債	2020年1月24日	—	2,000	1.30	なし	2023年3月24日
㈱タカラレーベン	第2回無担保社債	2020年1月24日	—	2,600	1.50	なし	2025年3月24日
㈱タカラレーベン東北	第1回無担保社債	2019年12月5日	—	300 (96)	0.70	なし	2022年12月23日
㈱タカラレーベン西日本	第8回無担保社債	2016年1月27日	50	50 (50)	0.57	なし	2021年1月27日
㈱タカラレーベン西日本	第9回無担保社債	2016年1月27日	100	100 (100)	0.56	なし	2021年1月27日
㈱タカラレーベン西日本	第10回無担保社債	2016年1月29日	50	50 (50)	0.61	なし	2021年1月29日
合計	—	—	200 (—)	5,100 (296)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
296	96	2,108	—	2,600

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	17,831	17,148	0.97	—
1年以内に返済予定の長期借入金	19,743	22,119	0.86	—
1年以内に返済予定のリース債務	40	9	0.59	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	73,882	60,549	0.82	2021年4月～ 2055年3月
ノンリコース長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	9,107	1.69	2021年12月～ 2038年6月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	123	1	1.35	2021年4月～ 2021年9月
合計	111,621	108,936	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものを除いて算定しております。

3. 長期借入金、ノンリコース長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	19,573	17,346	4,054	8,709
ノンリコース長期借入金	507	1,271	612	631
リース債務	1	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	12,192	57,998	96,843	168,493
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)(百万円)	△2,036	3,701	5,954	9,373
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△1,556	2,260	3,855	5,361
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△14.35	20.85	35.56	49.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△14.35	35.20	14.72	13.89

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 13,181	24,451
売掛金	※1,※3 747	※1,※3 558
未収入金	※3 1,889	※3 1,935
販売用不動産	※1,※2 11,151	※1,※2 11,777
仕掛販売用不動産	※1,※2 42,701	※1,※2 38,216
前渡金	2,451	3,446
前払費用	1,472	1,533
関係会社短期貸付金	12,255	4,982
その他	※3 1,365	※3 2,226
貸倒引当金	△13	△3
流動資産合計	87,202	89,125
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1,※2 14,378	※1,※2 10,223
構築物	※1,※2 397	※1,※2 47
機械及び装置	※1,※2 6,522	※1,※2 587
工具、器具及び備品	※1,※2 118	※1,※2 106
土地	※1,※2 32,280	※1,※2 29,418
リース資産	4	—
建設仮勘定	※1,※2 1,595	※1,※2 4,096
有形固定資産合計	55,297	44,480
無形固定資産		
借地権	※1 224	※1 388
ソフトウェア	※1 91	※1 118
のれん	413	334
リース資産	12	2
その他	—	1
無形固定資産合計	742	845
投資その他の資産		
投資有価証券	4,090	3,899
関係会社株式	4,211	5,290
その他の関係会社有価証券	3,875	4,574
出資金	6	238
会員権	23	23
敷金及び保証金	894	744
関係会社長期貸付金	245	210
長期末収入金	※3 4	—
繰延税金資産	363	616
その他	245	167
貸倒引当金	△3	—
投資その他の資産合計	13,958	15,765
固定資産合計	69,997	61,091
繰延資産		
社債発行費	—	38
繰延資産合計	—	38
資産合計	157,200	150,255

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	4,230	5,986
買掛金	※3 2,030	※3 2,652
短期借入金	※1 13,816	※1 10,615
1年内返済予定の長期借入金	※1 15,777	※1 19,140
リース債務	14	1
未払金	※3 1,703	※3 954
未払費用	41	69
未払法人税等	2,532	2,526
前受金	3,703	3,604
預り金	※3 1,356	※3 984
前受収益	45	35
賞与引当金	262	293
完成工事補償引当金	368	338
その他	411	1,114
流動負債合計	46,295	48,316
固定負債		
長期借入金	※1 64,527	※1 48,453
社債	—	4,600
預り敷金及び保証金	886	631
リース債務	1	—
退職給付引当金	323	385
資産除去債務	23	23
その他	2,000	2,000
固定負債合計	67,761	56,094
負債合計	114,057	104,410
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金		
資本準備金	4,817	4,817
資本剰余金合計	4,817	4,817
利益剰余金		
利益準備金	92	92
その他利益剰余金		
特別償却準備金	186	5
別途積立金	14,681	14,681
繰越利益剰余金	22,907	25,913
利益剰余金合計	37,868	40,692
自己株式	△4,695	△4,695
株主資本合計	42,810	45,634
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	136	△31
評価・換算差額等合計	136	△31
新株予約権	196	241
純資産合計	43,143	45,844
負債純資産合計	157,200	150,255

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
不動産売上高	※1 85,730	107,640
不動産賃貸収入	※1 2,174	※1 2,049
発電事業収入	10,340	13,828
その他の収益	※1 578	※1 390
売上高合計	98,823	123,908
売上原価		
不動産売上原価	※1 67,462	※1 88,398
不動産賃貸原価	※1 1,637	※1 1,367
発電事業原価	※1 8,807	※1 11,268
その他の原価	※1 313	※1 306
売上原価合計	78,221	101,339
売上総利益	20,602	22,569
販売費及び一般管理費	※1,※2 12,131	※1,※2 12,885
営業利益	8,471	9,683
営業外収益		
受取利息	※1 22	※1 41
受取配当金	※1 319	※1 1,519
受取手数料	78	91
雑収入	※1 57	※1 114
営業外収益合計	477	1,767
営業外費用		
支払利息	858	849
雑損失	88	53
営業外費用合計	947	903
経常利益	8,002	10,548
特別利益		
受取損害賠償金	121	—
投資有価証券売却益	191	72
違約金収入	—	214
特別利益合計	312	286
特別損失		
減損損失	—	2,071
投資有価証券評価損	—	42
その他の関係会社有価証券評価損	—	698
特別損失合計	—	2,813
税引前当期純利益	8,314	8,021
法人税、住民税及び事業税	2,637	3,529
法人税等調整額	△305	△174
法人税等合計	2,332	3,354
当期純利益	5,982	4,667

【売上原価明細書】

1. 不動産売上原価

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
仕入土地代等	2、3	37,271	55.2	42,819	48.5
外注建築費		29,408	43.6	44,763	50.6
その他		782	1.2	815	0.9
不動産売上原価		67,462	100.0	88,398	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

2. 前事業年度の仕入土地代等には、たな卸資産評価損53百万円が含まれております。

3. 当事業年度の仕入土地代等には、たな卸資産評価損△866百万円が含まれております。

2. 不動産賃貸原価

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
租税公課		384	23.5	226	16.6
減価償却費		537	32.8	397	29.1
維持管理費		716	43.7	743	54.3
不動産賃貸原価		1,637	100.0	1,367	100.0

3. 発電事業原価

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
発電施設売却原価		4,685	53.2	7,150	63.5
租税公課		71	0.8	68	0.6
減価償却費		971	11.0	581	5.1
維持管理費		128	1.5	155	1.4
賃借料		2,929	33.3	3,299	29.3
その他		20	0.2	13	0.1
発電事業原価		8,807	100.0	11,268	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,819	4,817	6	4,823	92	352	14,681	19,603	34,730
当期変動額									
特別償却準備金の積立									
特別償却準備金の取崩						△165		165	—
剰余金の配当								△1,732	△1,732
当期純利益								5,982	5,982
自己株式の処分									
自己株式の消却			△1,119	△1,119					—
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,112	1,112				△1,112	△1,112
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△6	△6	—	△165	—	3,304	3,138
当期末残高	4,819	4,817	—	4,817	92	186	14,681	22,907	37,868

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,875	38,499	263	263	159	38,921
当期変動額						
特別償却準備金の積立		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,732				△1,732
当期純利益		5,982				5,982
自己株式の処分	61	61				61
自己株式の消却	1,119	—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△127	△127	36	△90
当期変動額合計	1,180	4,311	△127	△127	36	4,221
当期末残高	△4,695	42,810	136	136	196	43,143

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				特別償却準備 金	別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	4,819	4,817	4,817	92	186	14,681	22,907	37,868
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					△181		181	—
剰余金の配当							△1,843	△1,843
当期純利益							4,667	4,667
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△181	—	3,005	2,824
当期末残高	4,819	4,817	4,817	92	5	14,681	25,913	40,692

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△4,695	42,810	136	136	196	43,143
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,843				△1,843
当期純利益		4,667				4,667
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）			△167	△167	45	△122
当期変動額合計	—	2,824	△167	△167	45	2,701
当期末残高	△4,695	45,634	△31	△31	241	45,844

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法 (定額法)
- (2) 子会社株式及び関連会社株式、その他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	7～17年
- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 完成工事補償引当金
自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (6年) による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (6年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	120百万円	—百万円
売掛金	429	441
販売用不動産	5,845	6,447
仕掛販売用不動産	39,563	36,029
建物	11,607	7,202
構築物	144	14
機械及び装置	4,913	211
工具、器具及び備品	57	33
土地	22,772	21,028
建設仮勘定	1,252	1,420
借地権	224	369
ソフトウェア	3	2
計	86,933	73,199

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	11,575百万円	8,719百万円
1年内返済予定の長期借入金	15,777	18,140
長期借入金	47,347	38,284
計	74,700	65,143

※2 資産の保有目的の変更

前事業年度（2019年3月31日）

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物7,501百万円、構築物44百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地8,406百万円、建設仮勘定1,339百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた16,942百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において構築物18百万円、機械及び装置533百万円、土地51百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当事業年度において売却しております。

当事業年度（2020年3月31日）

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において販売用不動産1,277百万円を建物705百万円、土地572百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物7,789百万円、構築物81百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地8,621百万円、建設仮勘定4,725百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた20,925百万円のうち、18,085百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において構築物303百万円、機械及び装置6,077百万円、土地618百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当事業年度において売却しております。

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,985百万円	2,717百万円
長期金銭債権	4	—
短期金銭債務	1,724	248

4 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当社顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	8,032百万円	11,775百万円
株式会社レーベンゼストック	1,730	3,066
株式会社タカラレーベン東北	580	564
グリーンメガソーラー合同会社	—	1,285
Minato Vietnam Co., Ltd	—	251
計	10,342	16,943

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関45社（前事業年度46社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額	55,732百万円	48,464百万円
借入実行残高	38,972	24,368
差引額	16,759	24,096

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	205百万円	36百万円
仕入高	2,928	796
営業取引以外の取引高	130	1,291

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度52%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度48%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告宣伝費	3,694百万円	3,913百万円
販売手数料	1,061	989
販売促進費	1,737	1,830
給料手当	1,513	1,676
賞与引当金繰入額	359	402
退職給付費用	42	63
減価償却費	108	118

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度 (2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	646	479	△167
合計	646	479	△167

当事業年度 (2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	646	397	△249
合計	646	397	△249

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	2,799	2,803
関連会社株式	766	1,840
その他の関係会社有価証券	3,875	4,574

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	80 百万円	89 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	5	1
販売用不動産評価損否認	73	339
会員権評価損否認	32	32
退職給付引当金損金算入限度超過額	98	117
減価償却損金算入限度超過額	81	199
減損損失否認	196	645
繰延消費税等	74	94
未払事業税等	131	121
投資有価証券強制評価減否認	10	3
資産除去債務否認	20	21
税務繰延資産	222	198
前受金計上否認	223	223
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	42	37
新株予約権	60	73
工事補償損失否認	70	66
その他有価証券評価差額金	27	73
繰延税金資産小計	1,453	2,339
評価性引当額	△363	△1,109
繰延税金資産合計	1,089	1,229
繰延税金負債		
特別償却準備金認定損	△82	△2
合併受入資産評価差額	△551	△551
その他有価証券評価差額金	△91	△59
繰延税金負債合計	△725	△613
繰延税金資産(△は負債)の純額	363	616

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	△2.4	9.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	△0.4
住民税均等割	0.1	0.1
その他	0.1	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0	41.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	14,378	4,827	8,467 (556)	515	10,223	1,169	11,393
	構築物	397	65	384	30	47	14	61
	機械及び装置	6,522	591	6,077	447	587	71	659
	工具、器具及び備品	118	48	4	55	106	162	269
	土地	32,280	8,008	10,870 (1,515)	—	29,418	—	29,418
	リース資産	4	—	—	4	—	19	19
	建設仮勘定	1,595	10,365	7,864	—	4,096	—	4,096
	計	55,297	23,906	33,669 (2,071)	1,053	44,480	1,436	45,917
無形 固定資産	借地権	224	164	—	—	388	—	—
	ソフトウェア	91	56	—	30	118	—	—
	のれん	413	—	—	78	334	—	—
	リース資産	12	—	—	10	2	—	—
	その他	—	44	43	—	1	—	—
	計	742	265	43	119	845	—	—

(注) 1. 「当期減少額」の()書きは内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加の主な内容は以下の通りであります。

建物	収益物件の取得	2,532百万円
土地	収益物件の取得	6,114百万円
建設仮勘定	収益物件の取得	6,415百万円
	発電設備の取得	2,150百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	17	—	—	13	3
賞与引当金	262	293	262	—	293
完成工事補償引当金	368	—	29	—	338

(注) 当期減少額「その他」は、戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	2020年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された100株以上500株未満保有の株主様に、お米券1枚(1kg分)、500株以上1,000株未満保有の株主様に、お米券3枚(3kg分)、1,000株以上保有の株主様に、お米券5枚(5kg分)を贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第47期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第48期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

（第48期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月8日関東財務局長に提出

（第48期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月7日関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2019年7月1日関東財務局長に提出

事業年度（第47期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

株式会社タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳下 敏男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカラレーベンの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカラレーベンが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳下 敏男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベンの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。